

遊佐町告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第569回遊佐町議会定例会を令和5年12月5日遊佐町役場に招集する。

令和5年11月9日

遊佐町長 時田 博機

第569回遊佐町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

組合議会報告

一般行政報告

教育行政報告

日程第 4 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番 駒 井 江美子 君

2番 今 野 博 義 君

3番 洪 谷 敏 君

4番 本 間 知 広 君

5番 那 須 正 幸 君
7番 齋 藤 武 君
9番 菅 原 和 幸 君
12番 高 橋 冠 治 君

6番 佐 藤 俊 太 郎 君
8番 松 永 裕 美 君
11番 齋 藤 弥 志 夫 君

欠席議員 1名

10番 土 門 治 明 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	池 田 久 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	館 内 ひ ろ み 君	地 域 生 活 課 長	太 田 智 光 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	伊 藤 治 樹 君
教 育 長	土 門 敦 君	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	鳥 海 広 行 君
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 委 員	小 林 栄 一 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土 門 良 則 主 任 友 野 友

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより第569回遊佐町議会12月定例会を開会いたします。

（午前10時）

議 長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、10番、土門治明議員が所用のため欠席、その他全員出

席しております。

また、本定例会に説明員として、町長はじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告いたします。

なお、このたび選挙管理委員会委員長に新たに就任いたしました小林栄一氏が出席しておりますので、ご紹介いたします。

（「おはようございます。選挙管理委員の小林と申します。どうぞよろしく申し上げます」
の声あり）

議長（高橋冠治君） 上衣は自由にしてください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、遊佐町町議会会議規則第127条の規定により3番、渋谷敏議員、4番、本間知広議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、那須正幸委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（那須正幸君） おはようございます。第569回遊佐町議会定例会の運営について、去る11月24日と12月4日の両日、議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定いたしましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日12月5日から12月8日までの4日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告といたしまして、議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。

次に、一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の12月6日は、前日に引き続き一般質問を行い、5人を予定しております。終了次第、令和5年度各会計補正予算3件、条例案件7件、事件案件1件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し審査を付託いたします。

第3日目の12月7日は、終日各常任委員会を開催いたします。

第4日目の12月8日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のための休憩に入ります。午後3時30分頃から本会議を開会し、条例案件7件の審議及び採決を行います。続いて、補正予算3件の審査結果報告及び採決、事件案件1件の審議及び採決を行います。次に、発議案件1件の審議及び採決を行い、終了次第、第569回定例会を閉会したいと思います。

議員各位のご協力よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日12月5日より12月8日までの4日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長報告を行います。

議長報告

1 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をした旨、町長より報告があった。

(1) 令和5年10月30日付

専決第13号

町有自動車事故に係る損害賠償額の決定及び示談についての専決処分について

2 系統議長会について

最上・村山・荘内地方町村議会議長会 議長合同研修会

(1) 期 日 令和5年10月5日（木）～6日（金）

(2) 場 所 庄内町

(3) 内 容 視察研修

視察場所 ア 立川複合拠点施設

イ 庄内町立図書館

ウ 庄内町議会議場

3 議員研修会について

荘内地方町村議会議長会 議員研修会

(1) 期 日 令和5年10月27日（金）

(2) 場 所 庄内町

(3) 内 容 講演

演題 庄内総合支庁における主な取り組みについて

講師 庄内総合支庁長 村山 朋也氏

4 行政視察の報告について

(1) 総務厚生常任委員会

ア 期 日 令和5年10月11日（水）～13日（金）

イ 場 所 宮城県川崎町、岩手県紫波町、秋田県能代市、男鹿市

(2) 文教産建常任委員会

ア 期 日 令和5年10月16日（月）・17日（火）

イ 場 所 山形県村山市、小国町

以上です。

次に、組合議会報告を行います。

酒田地区広域行政組合議会について、議員を代表して6番、佐藤俊太郎議員よりご報告願います。

6番、佐藤俊太郎議員、登壇願います。

6 番（佐藤俊太郎君）

組合議会報告

令和5年8月25日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

酒田地区広域行政組合
議員 佐藤俊太郎
議員 那須正幸

組合議会報告について

組合議会に出席しましたので、次のとおり報告します。

記

8月定例会

1. 招集日時 令和5年9月27日（水） 午後1時30分

2. 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場

3. 付議案件

（1）報第2号 専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

（2）認第1号 令和4年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について

収入済額 3,251,698,284円

支出済額 3,169,768,800円

歳入歳出差引残額 81,929,484円

（3）議第10号 令和5年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第1号）

補正前の額 3,441,384千円

補正額 81,929千円

補正後の額 3,523,313千円

（4）議第11号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

4. 審議の結果

（2） 原 案 認 定

（3）（4） 原 案 可 決

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 次に、一般行政報告について、池田副町長より報告願います。

副町長（池田与四也君）

一般行政報告

令和5年12月5日

1. 政養祭の開催について。10月14日、JR吹浦駅の佐藤政養銅像前において佐藤政養先生顕彰記念祭を開催しました。親族、町関係者、国会議員・県議会議員など約60名が参加し、遊佐小学校6年生の代表児童5名による学習発表を行い、郷土の偉人の功績をたたえました。

2. 藤蔵祭の開催について。11月10日、西遊佐まちづくりセンターにおいて佐藤藤蔵重好翁頌徳会例祭を開催しました。約50名が参加し、砂丘の植林の偉業に感謝の意をささげました。また、遊佐小学校4年生の代表児童3名も参加し、クロマツ林を守ることの大切さなどの学習発表を行いました。

3. 振興審議会の開催について。10月30日に振興審議会を開催し、遊佐町総合発展計画の第8期実施計画案について諮問を行いました。各部会等での審議を経て、12月14日に答申をいただく予定です。

4. 国際交流事業について。11月1日から9日にかけて、遊佐町・ソルノク市民間交流40周年記念事業派遣団16名がソルノク市等を訪問しました。音楽交流や農業研修に加え、県庁・市役所・幼稚園・小学校等を表敬訪問し、今後のさらなる交流の発展に向けて関係者と交流を深めました。

また、来年3月に実施するソルノク市派遣事業の参加者を募集したところ、中高生13名、一般1名の14名から応募がありました。

5. 移住定住促進施策について。首都圏から本町への移住を推進するため、9月17日に東京国際フォーラムで開催された「ふるさと回帰フェア」と、11月26日に東京交通会館で開催された「やまがた移住・交流フェア」に参加し、移住希望者の相談に対応しました。

9月16日には、新たな取組として、山口県長門市、山梨県富士河口湖町との合同イベントを都内で開催しました。3市町の特産品を使った料理や飲物を振る舞い、地域資源や移住施策の紹介、各市町に移住した方をゲストに迎え移住トークを行い、13名が参加しました。

12月2日、コロナ禍により中止していましたが、若者ふるさと回帰支援事業を「ゆぎの恵みをいただくナイト」として約4年ぶりに開催しました。遊佐町産のイクラや陸上養殖サクラマスなどを使った料理、遊佐ウイスキーなどを味わいながら、実際にUターンした方から今の暮らしを語っていただきました。

6. 遊佐パーキングエリアタウン整備事業について。10月18日に実施したプレゼンテーション審査会を経て、同31日に「遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）の指定管理候補者選定委員会」を開催し、最優秀提案を選定しました。

また、11月14日には「遊佐パーキングエリアタウン（道の駅鳥海移転整備）事業建築基本設計委託業務」についてのプロポーザル審査会を開催し、最優秀者と優秀者を選定しました。

7. 秋季観光事業について。10月29日に「鮭のつかみどり大会」が開催され、県内外から多くの親子連れが訪れました。

また、9月1日から10月31日まで、鳥海山誘客対策として、大平山荘・さんゆう利用者に抽せんでプレゼントが当たる「秋の鳥海山大抽選会キャンペーン」を実施し、多くの皆様よりご利用いただきました。

8. 「遊佐町泊まってお得キャンペーン」の実施について。10月13日から、町内宿泊施設の宿泊者に町の特産品をプレゼントする「泊まってもらおう！遊佐の特産品」事業を展開しています。町内外の多くの皆様から利用いただいています。

9. ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）について。11月22日現在、庄内米を中心に、3万2,017件、6億6,536万4,000円の寄附をいただきました。昨年同期に比べ件数が3,732件の増、寄附金額が1億6,721万8,000円の増となっています。

10. 松くい虫防除事業について。今年度の被害木調査は12月上旬に完了予定ですが、調査により想定される被害量については、普通林において前年度比約300%程度の増加が見込まれています。今月下旬より

冬季の松くい虫被害木伐倒駆除を行い、6月のマツノマダラカミキリの羽化脱出日までに、被害木の全量駆除を目指します。

また、11月16日には、白木地内において遊佐小学校4年生を対象とした森林整備体験学習として、松の植林作業を行い、次世代への継承活動も行いました。

11. 共存の森運営事業について。9月10日午前中に関係団体等からの協力をいただき、共存の森植生調査（毎木調査）を実施しました。また、午後からは町内外から13名の参加をいただき、草木染め体験を実施しました。

12. 遊佐町除雪対策本部の立ち上げについて。11月17日、酒田警察署遊佐交番、酒田地区広域行政組合消防署遊佐分署、除雪業者17社による遊佐町除雪対策連絡会議を開催しました。また、12月1日に遊佐町除雪対策本部を立ち上げました。

13. 住宅支援事業について。住宅支援事業の11月20日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金177件、定住住宅新築支援金15件、定住住宅取得支援金7件になりました。このうち下水道等接続を伴うリフォーム件数は20件になります。

14. ゆぎ町でこワン・でこニャンまつりの開催について。10月1日、遊佐中央公園において、動物愛護啓発を目的とした「ゆぎ町でこワン・でこニャンまつり」を開催しました。

当日はあいにくの雨模様でしたが、庄内アニマル倶楽部、山形県庄内保健所の協力の下、里親会や譲渡講習会をメインに、長寿犬コンテストや訓練士によるデモンストレーションなどが行われ、町内外から約450名の来場がありました。

15. 遊佐町沖洋上風力発電事業について。10月3日、山形県遊佐町沖が再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定されました。今後、国により公募占用指針が策定され、発電事業者の公募手続が行われます。

16. 下水道事業について。11月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,038戸のうち3,118戸で、接続率77.2%となっています。

農業集落排水区域では、供用開始戸数499戸のうち433戸で、接続率86.8%となっています。

17. 住民税非課税世帯に対する臨時交付金について。エネルギー・食料品等の物価高騰の影響が大きい低所得世帯に速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5万円を給付する「令和5年度遊佐町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金支給事業」を実施しました。対象世帯1,393世帯に申請書類を郵送し、11月末現在で、約92.5%に当たる1,289世帯に交付しました。

なお、令和5年11月2日に閣議決定された追加交付分の7万円の支給事業についても、本定例会の補正予算に計上し、事業実施に向けた準備を進めています。

以上となります。

議長（高橋冠治君） 続いて、教育行政報告について、土門教育長より報告願います。

土門教育長。

教育長（土門 敦君）

教育行政報告

令和5年12月5日

1. 教育委員会会議の開催状況について。9月25日に遊佐町教育委員会会議を開催し、要保護及び準要

保護児童生徒の認定についての議案が可決されました。

2. 教育委員の施設訪問について。11月20日に教育委員による小中学校及び町立図書館の施設訪問を実施し、授業の様子を参観するとともに、今年度の取組と成果について意見交換を行いました。

3. スクールバス運行意見交換会について。10月10日から20日にかけて、各地区の区長の皆さんと統合して初めて迎える冬を前に、スクールバスの運行状況や待合所の整備方針等について意見交換会を行いました。

4. 学校教育施設整備について。9月29日完成：遊佐小学校低学年棟トイレ改修工事。9月29日完成：遊佐中学校図書室LED照明化工事。10月31日完成：遊佐中学校武道館屋根改修工事。

5. 遊佐高校就学支援事業について。通学支援の通学乗合タクシーについては、現在、松山方面、浜中方面の2路線に自然体験型留学生用の野沢方面の路線を加えた3路線で運行し、8名の生徒が利用しています。

普通自動車免許を取得する3年生に対し、補助金を交付するキャリアアップ支援については、10月1日から申込みを開始したところ、2名の申込みがありました。3月1日まで申込みを受け付けており、今後とも増える見込みです。

6. 学校運営について。各小中学校においては、運動会や学習発表会、輝雄祭等の各種行事が実施され、日頃の学習成果を保護者や地域の方々に発表しました。また、小中一貫した教育を目指し、各校で行われる校内授業研究会に、毎回小中それぞれの教職員が相互に参加し合い、共に学びを深める研修が継続して行われています。小中一貫した授業観・指導観を持つことを目指し、毎回同じ外部講師を招き、授業や子供の姿を中心にした講演が実施されています。

飽海地区中学校体育連盟主催の新人総合体育大会においては、男女バスケットボール部、女子ソフトテニス部、柔道部、剣道部、卓球部が県北ブロック大会に出場し、多くの競技ですばらしい成績を残しました。

また、県中学校駅伝競走大会では女子チームが6位に入賞し、東北大会に県代表として出場しました。

7. コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進について。各小中学校において、9月から11月にかけて第2回学校運営協議会が開催され、各校の現状を受けた熟議が行われました。小学校においては、新校開校後半年が過ぎ、その運営に関して「統合したことのよさ」を生かした実践、安定した学校運営がなされていることが確認されました。中学校においては、「拡大学校運営協議会」として中学生も当事者意識を持ち、熟議に参加しました。

また、地域学校協働活動推進員連絡会が11月までに4回開催され、活発な意見交換が行われました。連絡会を通して、地域の教育素材の発掘や小中学生の地域行事への参加の増加、児童生徒による新たな地域貢献の場の創出につながっています。

地域人材を活用した中学3年生向けの学習支援塾では、3学年57名から参加申込みがありました。講師11名の協力を得て、毎週土曜日の午前中、9月から2月の期間、年15回に生涯学習センターを会場に順調な運営がなされています。

8. 遊佐町民俗芸能公演会の開催について。10月22日に遊佐町生涯学習センターで、第62回遊佐町民俗芸能公演会を開催しました。令和元年度以来4年ぶりに入場者数を制限しない通常開催となり、町内4団

体と町外から3団体を招待して計7団体による公演となりました。

久々の通常開催となった会場には、町内外の民俗芸能が一堂に会する貴重な機会に200人を超える来場者があり、地域が育んだ伝統の舞やおはやしを心ゆくまで堪能されていました。

9. 史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会の開催について。史跡小山崎遺跡の具体的な活用と整備について検討するため、第5回史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会を10月6日に開催しました。これまでの策定委員会で協議してきた遺構表現等の整備案を踏まえ、基本計画全体の詳細な内容について協議しました。第6回目の策定委員会は、1月の開催を予定しています。

10. 第52回遊佐町芸術祭について。10月8日に開幕式典が行われ、芸術文化協会に加盟する17団体1個人のうち、14団体1個人によるステージ部門、展示部門を開催しております。12月14日には芸術祭閉幕式が行われます。

11. 「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」「いじめ防止」標語優秀作品の表彰について。今年度は、遊佐小学校が統合初年度のPTA組織構築と活動充実を図る目的で、PTA事業を校内活動に集中させることを優先し、子育てフォーラムを実施しませんでした。統合を契機に子育てフォーラムの在り方を見直すことを共通理解し、1年をかけて検討しています。そのため10月21日に生涯学習センターにて、標語優秀作品の表彰式を行いました。

12. 第21期少年町長・少年議会について。今年度の政策である「スポーツごみ拾い」を10月9日に、「伝統体験イベント」を11月11日に開催しました。スポーツごみ拾いでは3歳から73歳まで計70名の方が参加し、伝統体験イベントでは、中高生12名が郷土料理と遊佐刺し子を学びました。12月19日には第3回少年議会を開催します。

13. 青少年育成活動について。青少年育成センター事業のJR広域列車指導で、10月19日に遊佐駅から酒田駅まで列車に乗車し、高校生等の列車マナーなどを見て回りました。他の乗客の迷惑になるようなことはありませんでした。

14. 青少年の社会参加について。中高生ボランティアサークル「くじら」は、活動内容によって可能な限り青少年育成推進員や自治会役員等と一緒にボランティアを行い、地域づくりに参画している意識を持って取り組むことができました。その活動の一つとして遊佐高生・遊佐中生とも、多くの生徒が各まちづくりセンターの秋祭りに参加しました。「くじら」事務局員からの呼びかけで参加した生徒に加え、中学校の地域連絡員の発信に呼応した生徒も一緒に活動し、地域の方から好評を得ました。

15. 文化講演会「遊佐落語会」について。10月24日に生涯学習センターにおいて「遊佐落語会」を開催しました。当日は284名が来場し、三遊亭小遊三氏ほか5名による落語やマジックを楽しみました。

16. 全国社会教育委員連合表彰、全国スポーツ推進委員功労者表彰の受賞について。元社会教育委員の土門京さんが全国社会教育委員連合表彰を、スポーツ推進委員の佐藤重昭さんが全国スポーツ推進委員功労者表彰を受賞しました。お二人ともこれまでの功績をたたえられての受賞となりました。改めて感謝と敬意を表します。

17. 視聴覚教育・情報教育功労者表彰の受賞について。遊佐小学校読み聞かせボランティアサークル「でこの会」等で活動されている後藤弘実さんが、文部科学省の視聴覚教育・情報教育功労者表彰を受賞しました。これまで長年にわたり地域の昔話を語り継ぐ紙芝居を作成し、伝え続ける活動が評価され今回の受

賞となりました。改めて感謝と敬意を表します。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 今回の7月の改選以降、2回目の定例会になります。先ほど紹介ありましたとおり、選挙管理委員長の小林栄一さん、任期の間よろしくお願ひしたいと思います。個人的にはなぜか緊張を持って対応したいと思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。当町がゼロカーボンシティ宣言を行うに当たっては、本会議に対し、同意が求められました。その審議において、私は同意する立場で賛成討論を述べましたが、本定例会では、宣言に対応する具体的な施策について議論を行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今年は、地球の温暖化に起因すると考えられる気象や環境の変化を当町でも生活面や産業面などで感じました。昨年度、当町はゼロカーボンに向けた現況調査を行い、第3次遊佐町環境基本計画を策定、本年5月31日に遊佐町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。私は、温暖化以前の地球の状態に戻すことは不可能であり、温暖化を止めることが今行うことであると認識をしております。令和4年6月に最終改正されました地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条には、県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定すると規定されております。環境基本計画は2031年度までを計画期間としており、今後の10年間の遊佐町の対応が日本の未来を左右することにもつながっていると考えます。当町は、平成19年度から環境マネジメントシステム、俗に言うL A S - Eを運用しており、7項目の基本方針を示していますが、当町における地方公共団体実行計画について伺います。

次に、年度途中でのゼロカーボンシティ宣言であったこともあり、令和6年度に向け対応を行っているかと推測をします。町のホームページでは、遊佐町エネルギー基本計画において3つを挙げておりまして、再生可能エネルギー設備の導入促進、省エネの推進、それから3点目が温室効果ガス吸収源対策とされております。施策を検討し、町の実情に合った取組を進めていくと最後に記載をされております。特にゼロカーボン化に向けた国の支援等を活用するには、環境省が行う脱炭素先行地域の選定を受けることなども視野に対応すべきではと考えますが、具体的な施策の進捗状況はどのようになっているか伺います。

ゼロカーボンの実現に向け、対応するのは町民や事業者であります。そのためには町の施策を具体的に示し、理解を深めていただくことが最も重要であると考えます。洋上風力発電事業が周辺海域で進みつつありますが、当町において、カーボンニュートラル化を一元的に担当する、仮称ではありますが、ゼロカーボン推進室等を設置し、各課の所管事業の調整等を図るべきかと考えますが、そのことについて検討されているかを伺い、壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） おはようございます。12月議会、寒い中のご参集、大変ご苦労さまでございます。一般質問、第1問目の菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

ゼロカーボンシティ宣言に対応する具体的な取組と施策等についての質問があったと思います。今年の5月、定例会最終日に遊佐町ゼロカーボンシティ宣言を行わせていただき、議会の同意を得たところであります。2050年カーボンニュートラル実現に向け、町として地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくということであります。3月に策定いたしました第3次環境基本計画、さらにこの宣言を受けて、現在町のエネルギー基本計画の改定作業を行っております。これは、2050年カーボンニュートラルを見据え、再生可能エネルギーの導入、省エネの推進、温室効果ガス吸収源対策を3本柱に、2030年までの町の施策の方向性を定める計画となります。国では、2050年に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策計画を定め、温室効果ガスの削減率を設定しております。それを受け、地方公共団体においても、地方公共団体実行計画を策定し、施策を進めることとされております。

地方公共団体実行計画は、1つ目として事務事業編、と区域施策編の2つに分かれております。町においては、遊佐町エコアクションプランが事務事業費に当たります。町の事務事業における温暖化対策を進めるため、環境マネジメントシステムである環境自治体スタンダード、いわゆるL A S - Eシステムを導入し、光熱水費やごみの排出量の削減、グリーン購入、環境関連施策等の取組を行っております。今後町有施設におけるさらなる省エネ化、再エネ設備の導入が課題になってくるものと思われています。

一方、区域施策編では、行政区域内における自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画となっており、現在策定中のエネルギー基本計画がこれに当たるものとなる予定であります。

次に、脱炭素先行区域についての質問であります。国では地域における脱炭素推進と諸課題解決のための全国のモデルとなるような先進的な取組を行う全国100か所以上の地域を選定し、人材、技術、情報、資金を積極支援しており、現時点で全国36都道府県、96市町村の74提案が選定されております。先行区域の選定を受けるためには、町全体、全地域においての具体的な取組が必要であり、指定を受けるためのハードルが非常に高く、現在の町の体制では難しいものと考えております。先行地域指定にこだわらず、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金とした重点加速事業、脱炭素推進事業債などの支援制度もありますので、現時点ではそちらの活用も図っていきたいと考えております。

さらに、今年7月に民間事業者が発起人となる遊佐町地産地消エネルギー協議会が設立され、今後の遊佐町におけるエネルギーの地産地消の在り方について検討しているところであります。本町における再エネ設備の導入について、メガソーラーや陸上風車なども含め200%を超えるとされており、計算上、町内消費量は賸ることになっておりますが、そこで発電された電力は売電事業に使われているものがメインであり、真に遊佐でそれらの自然再生可能エネルギーが遊佐で消費されるという仕組みにはなっていないのが現状です。町や生活クラブ連合会、J A など関係機関、団体も議論に参加しながら、官民連携、協働の遊佐町に合った地産地消の仕組みをつくり、持続可能な遊佐町を目指してまいりたいと考えております。そのためには、町としても、単に環境やエネルギーといった枠組みではなく、全ての分野が協働し、総合発展計画にもあるように、町全体、オール遊佐で取り組んでいく必要があると考えております。現在本町沖で計画が進められている洋上風力発電については、年明けぐらいに選定事業者の公募が開始されるもの

と見込まれております。今後様々な調整業務が発生してきております。そうした対応も含め、再生可能エネルギー導入や脱炭素に向けた事業を町として進めていくために、令和6年度に向け、組織の再編について検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 一応、今の町長の答弁の最後の部分ということで、私も新たな事業になりますので、この間も町民と議員の懇談会の中でいろいろと不安の声が出てきたところでもありますので、そういう面からいって、やっぱり執行部といいますか、そちらの組織体制も非常に大切なものかなと思っており、最後の答弁で、検討しているというような内容でありましたので、個人的には非常に期待をしていきたいと考えております。

それでは、自席のほうから質問をさせていただきます。実はこの内容については、かなり前のほうから今回このテーマでやろうということにしておりました。ただ、11月の25日の日に、地域生活課のほうで所管していると思いますが、遊佐町のカーボンニュートラルセミナーというものが生涯学習センターでありました。昨年も吉田司さんという方の講話を聞いたということもあったものですから、今回も参加させていただきました。それらを基に若干進めていきますが、実は私このテーマを非常に何回となくやっているものですので、前とダブったような発言するかもしれませんので、その辺はご了解をお願いしたいと思います。

それで、地球環境について申し上げますと、いろいろな著名の方は、今地球は非常に壊れている状況にあると言われております。それで、2020年の地球の平均気温、これについては1850年、産業革命の頃をゼロとすれば、1.2度であると。これを2030年度までに1.5度に達しないようにするのが今の施策であると。後ほど触れますが、これもちょっと危うい状況にあるようにあります。それで、前もちょっと対応したのですが、東京大学の江守さんという方の教授の講話を聞いたときに初めて聞いた言葉がティッピングポイントという、限界点を指す言葉を聞いたことがあります。これを超えてしまうと、もう地球の環境は元に戻れないということのようでありました。それで、それからずっとこの言葉が残っているわけですが、ちょっと非常に例としてはまずいかもしれませんが、あえて申し上げますと、役場のほうから年1回健康診断の案内が来ます。それで、私も当然受診はしておりますし、そのデータの指導を受けたこともございます。そんな中で、腎機能の数値が分かるようなのですが、先日見ましたら、いろいろ聞きますと、腎臓の機能は一度低下すると元に戻らないのだということも聞いたところでございます。腎臓機能を元に戻すようにするために、いろいろ薬を飲んだり、加療をしていると思うのですが、まさにゼロカーボンを進めるということは、地球環境の健康状態を悪くしないように、そのためにやるものかなと、勝手に、例を出して悪いですが、そんな感じに捉えているところでございます。

それで、先ほどのゼロカーボンシティ、セミナーのことに入る前に、2年くらい前、あるテレビを見ておったところ、グリーンランドのほうで氷が溶けていると。それを東京の23区に当てはまったらどのぐらいの水位になるかというようなテレビを見たことがございます。驚くなかれ、私もびっくりしたのは、水深が800メートルくらいになるぐらいの氷が溶けているというのが2年ほど前にありました。そんな中で、この10年で正しい道に転換することによって、言葉は悪いのですが、テレビで申し上げた暗黒の未来

って使っていたのですが、そうならないように対応しなければならないというようなことでした。

それで、これを例にしますと、先ほど申し上げましたセミナーの講師で、一般社団法人日本キリバス協会のケンタロ・オノさんという方の講話でございました。この方については、仙台市生まれで、高校のときにこのキリバスのほうに高校留学して、そのまま帰化したという前歴があるように、非常に話を理解しやすいように説明をいただいたところでもあります。それを聞きますと、やはりこのキリバスって後で調べましたら、赤道のところ、日付変更線のまさにそこにある諸島というか、何ぼだかある島のごようございました。そこところがもう侵食されて、住めないような状況が間もなく来るのだと、そういうことを力強い言葉で聞いたときに、やはりグリーンランドで溶けている氷がそういうところまで影響を及ぼしているのかなと思って聞いたところ、個人的に言うと、実は最後のところである1枚の写真が画面に出てきて、裸の男の子と女の子が3人並んでいまして、それをこの力強いオノさんの声で言った言葉が非常に頭から離れません。申し上げますと、私たちがこうなることを知っていたのかもしれない、なぜ何もなかったのということをアピールしながら説明された、まさしくこれ聞いたときに身につまされるというか、そう感じたので、あえてここで紹介をさせていただきたいと思います。

それで、前置きに若干進んでまいりますが、実は地球の状況から言って、遊佐の近くでも環境の変化が起こっていると先ほども触れたところ、でございます。それで、私も今年で70歳を迎えましたが、実は私の父方の祖父も升川の鮭組合でサケふ化事業に携わったことがございました。ということであれば、サケは大体100年以上遊佐町で続いている一つの秋の風物詩も含めた産業であるかなとは思いますが、そんな中で、先人からずっとつながれてきた鳥海山の恵みということでゼロカーボンシティにも載っておりましたが、そんな中でやはり危機的な状況にあると。それは、前もって言えば庄内沖の水温が、海水温が上がっているということで、今年の海水温は平年より2度ほど高くなっておいて、これは100年間の間で最高の気温であるというようなこと、ございました。基本的に先日ある場所で、遊佐町の漁協に関係している方と話す機会があったものですから、若干このことを申し上げましたら、やはり魚がいなくなっていると、そういうことを現実にその方から聞いたとき、ああ、これは間違いないことなのだなと、そう思ったところでございます。

それで、進めてまいりますと、実はサケ事業のことを先ほど触れましたが、10月の末にあるテレビを見ておりましたら、やはり先ほど言ったとおり遡上が非常に遅くなっているということでした、その当時。2週間ほど遅れて、上がってきても小ぶりというか、そんな感じで、高温が影響しているかなと思って、そのような内容でございました。

それで、実はそういうことで私のこの質問に合わせたかのように、今朝あえて名前申し上げない新聞を見ましたら、記事が載っておりました。というのは、今朝の新聞にはやはり河川の採捕は例年の1割から4割程度であると。それで、ふ化事業の関係も、北海道のほうから卵を持ってこないとならないというようなこと、ございました。そんな中で、ちょっと長くなりましたが、基本的にはやはりサケの事業、遊佐町は県内におおよそ9割を占めていると認識をしておりますが、基本的にはそれがもう危機的な状況にあるということを感じているところでございます。

別の例を申し上げますと、2007年頃からとんでもない、暖流にあるサワラの魚が取れて、それが庄内おぼこサワラということで非常にセールス上売れたのだが、それもなかなか取れない状況になっていると。

逆に北海道の白糠町ではブリが取れ始めて、一つのふるさと納税の返礼品に当てるほど非常に盛り上がっているというようなことで、海水の温度が上がっているということをいろいろ聞きますと、非常に納得するようなことがございます。

それで、ちょっと離れますと、実は今年、米の1等米比率、最近発表になりまして、2023年の1等米比率、県内は47.4%ということで、48%も減。9割方超えておったのが、そんな状況にあるようです。それで、基本的に全国平均が61%の中で山形県が47.4%、庄内は特にこの4つの区域の中で31%でしかなかったということでありました。逆に言うと、最上地方は87%が1等米ということでございました。勝手なことを申し上げますと、新潟も15.7ということですので、日本海沿岸側が非常に1等米比率悪いのも、勝手な解釈ですが、温暖化の影響になっているのかなと勝手に思っているところでございます。ちょっと長くなりましたが、実情を述べさせていただきました。

それで、ちょっと地域生活課長のほうに質問させていただきますが、ゼロカーボンシティ宣言に関する自分の認識から言いますと、1つ目は2050年に二酸化炭素、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指しているものであると。これを首長、当町の場合は遊佐町長が公表し、公表した自治体をゼロカーボンシティと呼ぶのだというようなホームページ上でなっているようでございます。一応確認ですが、その理解でよろしいのか伺いますし、この宣言を行うに当たり、自分なりには、国や県の審査は当然ない、あくまでも町長が公表、宣言をすればいいように受け取っているものですから、ちょっとそこを最初に確認をさせていただきたいと思えます。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

まず、ゼロカーボンシティの定義につきましては、議員がおっしゃるとおりの認識でよろしいかと思っております。現時点で国や県の審査というものはありませんけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の改定の際に2050年温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すという旨を記載することが求められておるところであります。区域施策編につきましては、施策、対策ごとの実施に関する目標に照らして各自治体が点検を行い、その結果を公表するというにはなっているという状況であります。現在、先ほど町長答弁でもご説明を申し上げましたが、町ではエネルギー基本計画の改定作業を行っておりまして、この計画を今お話ししました区域施策編に当てる予定となっておりますけれども、この改定作業に当たりましては、計画の進捗管理ですとか、公表の在り方も検討しているところであります。ゼロカーボンシティ宣言したから終わりということではなくて、宣言したということがスタートという認識をしておりますので、今後全庁挙げての取組を進めていくというふうに考えているところであります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 先ほど答弁であったとおり、地方公共団体実行計画の中で進めていくと。ただ、審査等はないということで、私の理解でよかったということは理解したところであります。

それで、引き続き申し上げますと、先ほど壇上で申し上げましたとおり、当町では平成19年からL A S—E等の運用をしておりますし、これについては去年見える化で委託でいろいろやっていただきました環境自治体会議環境政策研究所のほうで開発したものと認識をしております。実はその中では、あくまでも

町民などが構成する監査的な立場の人がチェックをして、地域で望ましい環境づくりを目指し、継続的に改善すべきところは改善していくというような仕組みだと理解しております。

そんな中で、私も不勉強だったのですが、これ見ますと、7つほどの基本方針的なものがありました。その中でも、やはり鳥海山の森林資源を保全してとか、あと自然エネルギーを積極的に利用する、それから環境保全型の農業を目指すとか、いろいろあるようでした。それで、改めて課長のほうに質問させていただきませんが、答弁ではエネルギー基本計画の改定を行っているという、その中で2050年カーボンニュートラルを見据えて再生可能エネルギーの導入、それから省エネの推進、温室効果ガスの吸収源対策の3つの柱で進めるということでした。それで、今2つほど質問させていただきますが、先ほどのエネルギー基本計画の策定において、遊佐町環境自治体基本方針と類似するような点があるように見えるものですから、これは調整する必要事項はないのかということと、ちょっと確認しますと、ゼロカーボンシティ宣言しますと、当然先ほど言ったとおり特に審査等ないということでしたが、先ほど言った実行計画もあると思いますので、例えば定期的に報告というか、実績等の達成状況等の報告はちょっとないものかどうか、改めてここで質問させていただきます。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

議員から今おっしゃられました環境自治体基本方針でありますけれども、その基本方針は遊佐町環境基本計画に基づき、町が環境自治体として求められている施策の方向性を示しているものでございます。ただいま改定中の、今年度改定中のエネルギー基本計画は、今年3月策定されました第3次遊佐町環境基本計画において、脱炭素社会分野の施策として定めたゼロカーボンシナリオの構築を具体化するためのものであります。基本方針との調整というよりは、基本方針を受けて、ゼロカーボンに向けた取組を整理しているというような状況でございます。

達成状況の確認ということもございましたが、先ほどの答弁と重複する部分もございますけれども、現時点において国等による確認はありません。ただ、町として宣言した以上、確認の有無にかかわらず、ゼロカーボンを達成することが目標でありますし、それを目指して施策を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 一応報告等の義務はないけれども、宣言したからには、やっぱり決意を持って対応していくということになろうかと思えます。

それで、いつもですと時間ないので、省くところだったのですが、ちょっと余裕も若干あるようですので、先ほど質問の中で、他地区の例で先行地域の模範となる、国では約100ほど選定するようです。それについていろいろ調べますと、やはりやったほうがいろいろな助成、補助事業が受けられると思っております。それで、基本的に調べますと、経費の約3分の2をいただけるということと、財政力が一定以下の場合には4分の3に引き上げるくらい、結構効率のいい事業になると思えます。実は私も議員になって、島根県の邑南町というところに1度行ったのですが、そこについても、この宣言も受けておりましたし、先ほど議長報告にありました、総務厚生常任委員会で行った紫波町、これについても今年の春に指定を受け

ているような状況があって、それは特色のある、その地域の計画をつくって対応されているようなことでございました。ただ、いろいろ調べますと、先行地域に選ばれなかった自治体でも、一定規模以上の再エネ設備を導入するなどの場合は配分の対象になるというような部分もあったようでございます。基本的に先ほど難しいということでございましたが、あえてここでは質問しませんが、これを宣言したことによって、遊佐のいろいろな補助事業に好影響が出てくるのかなと勝手に推測をしておりますが、先行地域に選ばれなくとも、一定の補助事業等は受けられるのかどうか、これを確認させていただきます。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金というものでございますが、これにつきましては民間と協働して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等を支援するというものであります。その中に脱炭素先行地域づくり事業への支援や重点加速化事業への支援というメニューがあるというふうなことでございます。地域の指定と単純な上下関係ということではありませんで、脱炭素先行地域を目指す過程として重点加速化事業等の採択を受けることは可能でありますので、脱炭素先行地域の指定が必須というものではないというふうに理解をしております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） これについては、この時点で質問をやめておきます。

次に、エネルギー基本計画の3本の中にあります温室効果ガスの吸収源対策について、続いて質問させていただきます。所管は、産業課のほうになると思います。そんな中で、実は温室効果ガスを吸収する働きのあるものとしては、森林ってありますが、木ですか、森林というと全体になるわけですが、木になると思います。その京都議定書の目標達成計画、平成20年3月のものについては、やはり森林吸収源によって約6割を確保したいと。温室効果ガス6%削減するための内容のようです。それをひもといて、いろいろ読んでいきますと、実は日本の場合、世界でも同じで、ある基準がありまして、国連気候変動枠組条約の締約国会議の中の国際ルールというものがあらしくて、ここで吸収源の対策として定義されているのが、平成2年以降に新たに植林され、その後間伐など適正な森林経営がなされるということが条件になると。正直言えば、もう高齢化の木は駄目で、若い木でなければ対象、カウントにはならないと。先ほど報告義務はないということをお答えいただきましたが、基本的にこの辺からいきますと、やはり遊佐町の場合は、私の先代も昭和の年代に植林した経過がありますが、かなり吸収源、こういう状況から見ると難しい部分があるのかなと。ただ、ちょっとあえてここで申し上げたいのが、実はクロマツ林のほうで今、先ほど行政報告等でもありましたが、あそこで子供ともこの間植えたりしていたところなんです。適正に管理されれば、あの保安林、これもカウントになるようなことでございました。実はある方から聞かれたので、ちょっと調べましたら、法令に基づき伐採や転用などが規制されている保安林も当然対象になるというふうなことでございました。

それで、ちょっと産業課長のほうに前もってお願いしておりましたが、遊佐町の私有林の人工林面積が3,365ヘクタールということになっております。平成2年以降の植栽、森林データ等について、前もってあるかどうか聞いておりましたが、ちょっとその辺簡単に結構ですので、お答えいただければと。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、お答えいたします。

伐採と植栽の森林面積のデータということになりますけれども、伐採の面積の把握についてですが、森林法による伐採届出により確認可能ではありますけれども、過去のものにつきましては、所在が一部不明であるものもあつたり、またあるものにつきましても、年度ごとの集計がされていないというような状況になっております。そのため調査等にかかなりの時間を要することになるのではないかと考えております。また、伐採届を提出しない方もおりますので、そういった意味では、現状の把握という点では正確性を欠くことになるのではないかと思います。一方、平成27年度からは、県のクラウドシステムによりまして伐採届のデータ管理を行っておりますので、抽出は可能であると認識しております。

次に、植栽についてでございますけれども、町で実施した事業については把握できておりますけれども、特に届出の必要がないものであるため、全てを把握することは難しいと考えております。しかしながら、データのそういった確認、集計など、やはり今後関連機関のそういったアドバイス等も受けながら、引き続き集計等に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 基本的には統計等にむらと言うと非常に言い方悪いのですが、集計等は無理だというようなことで理解したところでは、基本的には農業委員会で所管する田畑については、農地については許可制だと思うのですが、自分なりにやっぱり森林法だったか忘れてましたが、森林の場合は届出、罰則規定もたしかあまりなかったのかなと思っております。ただ、先ほど報告、確認はないというものの、宣言した以上、そのことは確認する段階がいずれ来るのかなと、そう思っておりますので、先ほど言ったレーザーですか、令和5年頃までにやっているやつ、ああいう等に基づいて、やはり一定の状況把握をしていくべきかなと考えます。

それで、あえてもう一度地域生活課長のほうに戻りますが、ゼロカーボンに向けた現況調査報告が今年の3月ありました。それをこの間見返してみたら、1つ気になる流れがございました。ゼロカーボンシナリオの考え方というページをずっと見ていたら、3点目付近に「吸収ポテンシャルは現排出量の37%程度であり、上記の再生可能エネルギーポテンシャルから見れば追加的な吸収源対策は不要と言えます」というような字句がありました。ということをもとに捉えれば、さっき私が質問したようなことはやる必要がないというふうに捉えかねられないと思いますので、ちょっとその辺、地域生活課長のほうに確認をしたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

令和4年度に取りまとめましたゼロカーボンに向けた現況調査でありますけれども、その報告書、議員おっしゃいますとおり、ゼロカーボンシナリオの考え方においては、追加的な吸収源対策は不要という記載がございます。これにつきましては、太陽光や太陽熱、地中熱などのいわゆる再生可能エネルギーの導入を一定程度推し進めた場合、数値の上では吸収源対策というものを追加的に行わなくても、2050年ゼロカーボンを達成できる見込みがあるということを示しているということでございます。しかしながら、報

告書のほうにも後段のほうに記載しているところがあるのですが、森林整備による水源涵養、防災対策、いわゆる未利用材の燃料化など、単に吸収源対策ということだけではなくて、地域社会や経済の持続性の観点というところも含めまして、今後も事業化について検討していくことが必要であるというふうに捉えているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） ちょっとどうしゃべったらいいかわかりませんが、基本的にはさっき言った字句のとおりであるけれども、やるべきことはここまでやるというような雰囲気には捉えたところです。

それで、ちょっとまた産業課のほうに戻りますが、来年の4月から森林環境税が新たになります。先日町民課のほうの担当の方に聞いたところ、個人住民税の均等割の枠組みを用いて、1人当たり1,000円を市町村が賦課徴収をするようになるのだそうです。それで、この森林環境税、今までは譲与税としてもらって、基金としておりましたが、これの見直しも国のほうで今やろうとしていまして、あくまでも人口とか面積とか、いろいろバランスが不バランスだった、バランスが取れていなかったのですが、人口割合を減らして、私有林の人工の面積に比例して変えていくようなことが今見直しされているようです。また一方で、これも先日、11月の末に県のほうで森林審議会というものがあって、それによると全国森林計画も見直しがされたということで、これから10年間の計画の審議があったようです。そんな中でちょっと見ますと、庄内は23年から32年までの間に約2.3倍の整備を行う必要があるというような計画が出されているようですし、あえてそのページを見ていましたら、遊佐町の分が県のホームページに載っておりました。そんな中で言いますと、遊佐町としては今後先ほど来言ったとおりレーザー測量を基にして、それらを解析し、意向調査を実施し、森林整備を進めていくというような回答を県のほうにされているようでございます。先ほど来言っていましたとおり、ゼロカーボンシティの吸収源対策としては、やはり大きなウエートを占めてくるのかなと。私的には条件的にはある程度条件が整ってきつつあるかなと思いますが、先ほど来いろいろしゃべっている中で、もう一度産業課長のほうからこの国、県の経営に対して、所管としてどう受け止められているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税の活用についてでございますけれども、県の主導事業によりまして、昨年度、令和4年度は航空レーザー測量を実施し、今年度、そのデータの解析を行っております。さらに、この結果を基にいたしまして、令和6年度以降は森林経営管理制度に向けた意向調査に入る予定としております。その後は、意向調査の結果にもよりますが、集積計画策定を行いながら、路網整備等の事業に入る予定としております。しかしながら、データの解析の結果では、意向調査に要する期間が2年、3年とかかる可能性もありますので、現時点では具体的な施策が計画できない状況ということもございます。これについては、ちょっと進め方も少し不明な点もあるのですが、県内で真室川町など、先行してこの計画を、集積計画等を進めている先行地域もございますので、そういった地域のやり方なんかも参考にしながらと考えておりますので、次年度以降になるかと思っておりますけれども、視察等の研修なども行っていきたいと考えております。

森林環境譲与税の用途についてでございますけれども、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、森林の公益的機能の普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てるといふふうにされておりますので、今後活用するに当たっては、ゼロカーボンに向けた取組を意識しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 山形県の脱炭素社会づくり条例、さくらんぼ未来の地球を守る条例という愛称があるようですが、その中でも、第12条のほうにそれらを規定されている条文もありますので、よろしく、やっぱり対応してっていくべきかなと。特に実は11月の27日、全員協議会において、新道の駅の説明がございました。ある設計会社のほうに契約をなすであろうという、その2日後のある国内の業界新聞見ましたら、非常に、これどこのやつと思ったら、新道の駅のパース図が木のように立派に載っておりました。あくまでも業界の新聞です。これも木材を使うということでございますので、例えばこの庁舎も木材を使うということで最初説明を受けておりましたが、やはり状況的には間に合わないということでございますので、もう2年、3年あるわけですので、そういう木材を使うということ自体が非常にセールスポイントにもなるのかなと、そう思いますので、よろしく対応していただければなと思います。

最後に、教育課のほうに若干触れさせていただきますが、町民と議会の懇談会、今回行った中でゼロカーボンシティ宣言ということを設けました。それで、懇談会の中では、やっぱりゼロカーボンシティ宣言を契機に遊佐町の環境実態を理解してもらうことが非常に大切なのかなというような中で、先ほど言いました県の脱炭素社会づくり条例の14条のほうに、脱炭素社会に係る学習及び教育に参加するよう努めるという条文がございました。学習といいますと、子供とか児童生徒を連想するわけですが、条例では家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場と記載されております。それで、実は私も昨日11時半からちょっと小学校のほうに呼ばれまして、ある伝統行事のいろいろ質問を受けたところでございます。非常に、6年生でしたが、厳しい質問を受けました。たじたじをするような内容でございました。そんな中で、教育長のほうにお尋ねしたいのですが、先日ゆざっ子のほうにもいろいろ校長先生のコメントが載っているようですが、総合的な学習時間については、やはり自然、文化、歴史等を選択して、年度ごとにやっていると認識しております。それで、去年のまちづくり政策提言でも、町の未来を担う子供たちの人材育成のため、カーボンニュートラルの学習の機会を設けられたいとして、議会として提言をさせていただきました。今年の10月に反映状況の中では、教育委員会と協議において対応していきたいということでもございました。現在の小中学生は、2030年には社会の一員となっている子供もいらっしゃいます。県の条例では学校ということも含まれておりますので、先生としての経験のある教育長のほうに一言コメントをいただければなと思います。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） では、お答え申し上げます。

SDGsの考え方も含めまして、持続可能な社会を実現していくためには、今の9番議員がおっしゃったように、未来を生きる子供たちの学習や教育というものが重要になってくるということは、これはもちろんであると考えています。現在小中学校では、環境教育や消費者教育の中で理科、社会、技術、家庭科

等を中心、窓口として、持続可能な開発目標であるSDGsのを中心に学んでいるところでございます。実際昨年度、遊佐中学校で2030年までの生徒会スローガンをつくりました。それが、複眼思考でつくり出そう、誰一人取り残さない、持続可能な遊佐中ということで、今年度もその2030年までのスローガンがスタートして、子供たち、教職員一丸となって意識して取り組んでいるというふうに聞いております。

遊佐町の児童生徒につきましては、遊佐町沖の洋上風力発電も含めて、脱炭素社会の実現の重要性についてはさらに理解を深める必要があると認識しているところでございます。そのための学習や教育の場も必要であると考えております。ただ、教科書の学びを超えた、より深い学びの場を計画しようとするときには、外部機関とつながっていくことが必要になってくるのではないかと考えております。しかしながら、現在遊佐町沖洋上風力発電の業者選定が検討されている中でありまして、様々な業者から地域貢献策として、教育委員会のほうに脱炭素社会やカーボンニュートラル等に関する環境教育の講師派遣等の提示がなされているところでありますが、現状においては、どの外部機関ともつながりにくい状況であります。非常にこれ現状におきましてはデリケートな状況にあるというふうに認識しておりますので、今後は洋上風力発電事業の推移を考慮しつつ、教育委員会としては対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 最後、洋上風力ということで言葉出てきたところですが、私的にはやはり洋上だけではなくて、置かれている遊佐町の歴史を踏まえたことを踏まえて対応していくべきだと。昨日の小学校の質問でも、なぜ今までの伝統行事をやめないのですかと言われました。やはり歴史があるから、責任を持ってつないでいくというようなことを申し上げたところでございますので。

それで、ちょっと最後に町長に振って終わりたいと思います。振って失礼ですが、今回質問するに当たりまして、ちょっと担当の係長のほうと話をする機会がありました。あえて名前を申し上げませんが、係長から発した言葉の中に、これまでの環境行政は、どちらかといえばブレーキの内容が多かったと。しかし、最近ではアクセルの使い方も非常に大切になってきたという言葉が発せられまして、私もなるほどなというふうに感心して聞いたところです。私的にはアクセルとブレーキの使い分けのほかに、ギアチェンジも走りながら必要なのかなと勝手に思ったところでございます。というのは、再生可能エネルギー、今大きく変化はしてくると思います。さっき言ったとおり、1.5度を目標にしていたのですが、これは難しいということ为先日のCOP28でなっているようでございますし、やはり新たな見直しも出てくるのかなと思います。もう一つは、去年の元旦号のところに町長と鼎談が載っておりました。その中で、鳥海南バイオマス発電所の菅原所長が、固定価格買取制度、FITが終わってからのことをやはり想定すべきではないかという記事が載っておりました。ちょっと私言いますと、私もそういう認識がありましたが、FITですが、近い時期にFIPですか、フィードインプレミアムという別の制度あるようですが、これに代わることが間近に来るのかなと、そう思っております。それで、町長に最後申し上げますが、ホームページに、全力で決意し、宣言したとありますし、あえて議長のことを申し上げますと、7月の21日に知事との懇談会の中で、遊佐町は覚悟を持って対応するのだということを申し上げたってこの間西遊佐のほうでも説明されておりました。ゼロカーボンシティ宣言を進める決断を行ったわけですので、やっぱり覚悟

を持って対応していただくことになろうかと思いますが、最後に町長の言葉をお聞きして、私の質問を終わります。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 最後に言っておきますけれども、私は最初からカーボンニュートラルを実現をするためには、できるところからカーボンゼロは進めていかなければ、地球の将来の次の世代、そしてその次の世代に対して大変なやっぱり負担をかけるのではないかという思いを非常に持っております。今私たちができること、将来想定されること、やっぱり今から議論をオープンに、公開の議論をして、そういう議論を積み重ねて、それに向けて進んでいくというのは、それは行政としては当然のことだと思っています。

洋上風力発電に関しましては、事業者、県に説明会を求めて5年を経過、今年で6年目になります。法定協議会入る前に、もう既に3年間、それら等の説明会を求めながら、公開で進めてきましたし、それだけでなく、再生可能エネルギー導入については、町として先進的に取り組んできていただいた民間の事業者、土地改良区では小水力発電も行っていたいておりますし、やっぱり今地球が傷んでいるという最初の話、本当に私も非常に心配をしております。こんな温度が高くなって、雪国だからあったかくなればいいのではなくて、全体としてやっぱり国全体ばかりでなく、地球をしっかりと温暖化ガスから守るということ、もっとしっかり真剣に取り組んでいかなければならないと思っています。

以上であります。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） おはようございます。通告に従い、私からも壇上からの一般質問をさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である健やか親子21などを基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援などを推進すると政府は宣言しております。これに基づき、我が町でも母子保健対策の強化と拡充の項目にございます両親学級のオンライン実施施策につきましては、オンラインではなく、対面の研修会方式ではございますが、遊佐町ペアレントトレーニングを既に予算化し、実践していただいております。その実績は、令和4年度2組、令和5年度7組と、微増ではありますが増えており、実際参加してくださった町民の方々にその場でインタビューさせていただきましたら、子育て期間は悩みの毎日なので、同じ悩みを共有できる母親同士が定期的集まることができるこのような場はとても必要でありがたい、開催していることをもっと早く知っていればよかったとのお声を伺いました。

さて、厚生労働省の第1回妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会の資料によりますと、妊産婦期に係る保健医療の現状と関連施策の中で、妊産婦のうち妊娠、出産、産後の期間に不安や負担を抱えていらっしゃる女性は8から9割程度いらっしゃるという状況が開示されております。我が遊佐町では、出産のママさんと赤ちゃんを対象に保健師の方が家庭を巡回して回る赤ちゃん健やか訪問という事業も既にスタートしていることは承知しておりますが、新たにアウトリーチ型の今後必要となってくる新事業のご提案を今回は提案させていただきたく、よろしく願い申し上げます。

ここで私が申し述べさせていただきますアウトリーチ型とは、どこどこにいつ開催しておりますので、ぜひ来てくださいという従来型の呼び込む努力に力を注ぐ形式とは違い、積極的に行政側も対象者のいる場所に出向き、必要なサービスや情報を届けるよう行動することです。対象となる方々は、遊佐町に住み、暮らし、ゼロ歳児をまさに養育していらっしゃるお母様、またはお父様、時にはご家族である祖父母の方々などで、月に1回もしくは二月に1回、玄関先まで赤ちゃんのおむつを戸配させていただく手法です。例えば昨年度は、我が町の出生数は1月1日から12月31日まで45人掛けるおむつ単価、ただいま市場でのSサイズ、新生児のおむつが約1,400円掛ける12か月、総試算予算は75万6,000円です。これを二月に1回ならば、37万8,000円です。現在産後鬱に悩む産婦さんも、今のこの世の中では少なくありません。ご自分の体調の変化や育児の様々な悩みを少しでも軽減できるように、経験や専門的知識や知恵をお持ちでご理解のある方に戸配おむつタイムに話を聞いてもらうタイミングがあることによって、子育てを決して1人で頑張らないといけないわけではないのだという、ほっと肩の力が抜ける日があってもよいのではないのでしょうか。今は、何でもオンラインシステムが進歩しまして、成熟期を迎えておりますが、人と人が会わずにもコミュニケーションが取れる、手軽で便利なやり方のほうが確かにスタンダードな時代ではございますが、このゼロ歳児乳幼児おむつ無料戸配システムは、人が人と会い、玄関先で会い、きっかけをつくれるというメリットを最大限に生かすことで、一周回って新しい今の時代、この遊佐町にとっては新しい政策になると考えられないのでしょうか。母親と赤ちゃんの見守りを充実させるためにも、おむつゼロ歳児全ての乳児向けの定期的な1年間の戸配サービス事業を本日でここで提案させていただきます。

2問目に移らせていただきます。四季の森しらい自然館の活用、運営方法と子供向け夏休み英語合宿の提案の件でございます。雄大な自然に囲まれたしらい自然館は、町外、県外からの宿泊者の方々に大変人気であります。原油高騰や様々な物価が日常生活では上がってきているという現状も鑑みまして、運営の継続と町の財政安定のためにも、お客様のご理解を得ながら、宿泊料または使用料などの若干の値上げを考える時期に、タイミングに来ているのではないのでしょうか。町側のご所見を伺います。

また、異文化理解やほかと違うことを認めることの大切さにおいて、国際感覚を養う意味でも、夏休み英語合宿プログラムなどをしらい自然館で官民協力の下、遊佐町の子供たち向けに、令和8年度に向け、計画実施できないものでしょうか。

以上、2つの事項につきまして質問させていただきたく、ご答弁よろしくお願いたします。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。
(午前11時48分)

休 憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
(午後1時)

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員への答弁を保留しておりましたので、時田町長より答弁願います。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、8番、松永議員に答弁をさせていただきます。

答弁入ります前に、遊佐町では今年度、議会の議決をいただき、全国的な組織であるNPO子ども・子育て応援団に参加をいただきました。子ども・子育てに関するより先進的な取組等の情報をまずは町として、職員だけでなく、教えていただきながら、町政を進めていきたいと考えているところであります。

さて、答弁に入ります。母子保健を取り巻く状況は、全国的な少子高齢化、核家族化や独り親世帯の増加など、時代の流れとともに変化をしてきております。平成28年度の母子健康法改正により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するため子育て世代包括支援センターの設置が義務づけられ、遊佐町では平成30年度に同センターを設置しました。また、児童福祉法の改正に伴い、児童虐待防止の観点から、支援強化の目的で子ども家庭総合支援拠点を設置することが努力義務とされ、遊佐町では令和4年度に子ども家庭総合支援拠点の位置づけを行い、支援を要する家庭への見守り強化に取り組んでまいったところであります。また、令和4年度末には全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができる環境を整えるため、令和4年度第2次補正予算において創設された出産・子育て応援交付金事業により、各自治体の取組により、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と妊娠期と産後にそれぞれ5万円を給付する経済的支援を組み合わせた支援が開始されております。さらに、令和6年度からは、母子保健機関と児童福祉機関を一体的に実施するこども家庭センターの設置に努めることとされており、年内には国のガイドライン等が示される予定になっておりますので、設置に向けた準備を進めているところであります。

さて、我が町における母子保健活動におきましては、遊佐町母子保健計画、すこやか親子ゆぎ21（第2次）計画に基づき、保健師の地区担当制と業務担当制の併用体制で活動しており、妊産婦同士の交流ができる講座の開設や新生児訪問、助産師による母乳相談事業、宿泊型産後ケアや訪問型産後ケアなど、妊産婦の不安解消につながるよう、サービスの充実に努めております。産後は、慣れない育児による不規則な生活リズムで育児疲れから精神的に不安定になりやすい時期であるため、入院中や新生児訪問の機会に産後鬱病早期発見のためのスクリーニングを実施していきます。初めての出産や身近に支援者がいない方に産後の鬱病のリスクが高い傾向があり、訪問や個別相談事業を通して不安が軽減されるよう努めております。

このたびご提案いただきましたゼロ歳児紙おむつ支援と子育て支援につきましては、定期的な相談支援の機会を提供することは産後鬱病の予防や産後虐待防止につながる取組でもありますので、産婦の体調回復や育児不安の軽減が図れるように検討を進めてまいります。

次に、2番目の質問でありました夏休みのしらい自然館等を通しての英語合宿等についての提案でありました。答弁をさせていただきます。しらい自然館につきましては、指定管理業者である遊佐町総合交流促進施設株式会社に運営を一任しておりますが、現在原油価格高騰等を理由にした使用料の値上げについての相談はまだ受けておりません。今後情勢等の変化により、使用料の営業についての意向があった際には、その情勢を踏まえ、必要と判断されれば、条例の改正等も含めた対応をいたしてまいります。

学校につきましては、現在小学校の中学年である3、4年生の外国語活動が週1回、年35時間で、高学年である5、6年生の外国語は週2時間、年70時間で行われております。今年度より5つの小学校が統合され、新校が開校したことにより、教育課程やALTの配置の工夫などが進めやすくなり、授業の全ての

時間にALTが入っておりますので、ネイティブな英語に触れる機会が多く、大変充実した授業が行われていると伺っております。語学の習得は、学校教育だけで完結するものではなく、将来的に学び続けたい、そのようなことができるようにするためには、何よりも現在世界の共通言語としてほとんどの国々で用いられている英語、いわゆるイングリッシュが好きという気持ちを育てることが大切であると考えております。遊佐町の小学校では、ALTの配置が充実している強みを生かし、いかに子供たちが楽しく学習できるかという視点も大切にしていきたいと考えております。また、中学校におきましては、同様にALTの配置の充実を行うとともに、中学校3年生を対象とした学習支援塾を開講しております。その開校教科の一つである英語につきましては、専門性の高い方から講師を引き受けていただいております。大変好評を得ております。人材の確保が一番の課題となっておりますが、今後とも地域の皆様から協力をいただきながら続けるとともに、必要に応じ、教育環境の充実を図っていききたいと考えております。

ご提案いただきました夏休み英語合宿プログラムについてですが、現在のところ町が主催をすることは予定としておりません。単発的なプログラムよりも、継続した指導の充実を優先していること、専門性の高い人材の確保の難しさ等が理由であります。しかし、国際感覚を養うために民間の力を取り入れ、官民協力の下、夏休み英語合宿プログラム等の英語教育を充実してはどうかという議員のご質問は大変効果的であると考えられます。今後地域の民間の協力が得られるなら、検討の余地はあるものと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。今ご答弁いただきましたように、我が町では遊佐町子育て世帯包括支援センターと遊佐町子ども家庭総合支援拠点というくくりで、令和6年から新たに政府の要望事項を基にして、こども家庭センターなるものを令和6年から創設というふうに伺っております。自席からの質問は、このこども家庭センターについて、詳細をまたお願いしたいと思います。やはり子育てにおきましては、1つの課だけではなく、地域関係機関、例えば庄内総合支庁だったり、庄内保健所だったり、保育園、認定こども園、区長連絡協議会、民生児童委員、主任児童委員、また人権擁護委員、小学校、中学校、医療機関、PTA連絡協議会、そして酒田警察署や酒田警察署遊佐交番、山形地方法務局酒田支局、社会福祉協議会、児童家庭支援センターなどなど、たくさんの管轄署の皆様のご協力をして子供たち、そして子育て世代の赤ちゃんから子供たちの日々を守っていると認識しております。健康福祉課長のほうに、こちらのこども家庭センターのことについて詳しくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

こども家庭センターについての詳細というお尋ねでございました。簡単ではございますが、説明をさせていただきます。令和4年6月に公布されました改正児童福祉法によるものでございますけれども、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、それぞれの設立の意義や機能を維持した上で組織を見直して、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務として法定化されたものでございます。今後、国からこども家庭センター業務全体の詳細を示すこども家庭センターガイドライン全体版が12月末に、設置に関する基本的な事項として設置要綱が令和6年3月末に発出される予定となっております。当町においては、子ども家庭総

合支援拠点と子育て世代包括支援センターは、いずれも健康福祉課のほうにございますので、国のガイドライン設置要綱等に沿って準備を進めていきたいと思っております。そして、こちらのこども家庭センターの業務としましては、これまで双方のほうで行ってありました相談支援の取組に加えまして、新たに妊娠届から妊産婦の支援、そして子育てや子供に関する相談を受けて、支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランを作成して、関係機関と協働して支援を行っていく予定でございます。先ほど、議員のお話にもありましたとおり、子ども家庭総合支援拠点のほうでは、これまでも実施してありました要支援児童、要保護児童、特定妊婦への支援業務などは引き続き児童相談所や、先ほど庄内支庁様ほか地域関係機関との連携を図りつつ、常に協働で支援を今後も引き続き行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） ご説明ありがとうございました。心強い限りでございます。

今回私のゼロ歳児乳幼児向けおむつ戸配遊佐町オリジナルシステムにつきましては、遊佐町においては産後の訪問ケアということで、エジンバラ産後鬱票なるものを数年前から導入して、保健師の皆様が各家庭に訪問したときに、そのシステムを使っているようでございます。こちらのエジンバラ産後鬱票について、少しご説明をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

先ほど町長答弁の中にもございました、新生児訪問時の機会を捉えまして、スクリーニングしている方法でございます。本町においては、新生児訪問、赤ちゃん健やか訪問というものを3か月くらいまでの間に保健師のほうに訪問させていただいているところでございますが、その際に産婦の皆さんから記入をさせていただいて、その後保健師のほうに状況など聞き取りをして、そして見守り支援が必要な方については支援をしていくというような内容になっております。

お尋ねのエジンバラ産後鬱病質問票につきましては、全国で平成17年から取り入れられている共通の指標でございます。質問項目が10項目ございまして、9点以上の場合には支援が必要という形になっているので、それ以外の方でも気になる方につきましては、相談に応じて見守り等を行っていくという状況になっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） エジンバラ産後鬱票の効果というものは、私はとても、これは重大な取組だと思っております。ぜひこれからもこちらのシステムを使いながら継続していただき、なおかつ、どのような形になるかは分からないのですが、おむつ戸配システムのほうも、1歳までです。ゼロ歳から1歳の1年間でございますが、我が県、山形県においては、どこの市町村でもまだ戸配システムは取り組んでいらっしゃらないようでございますが、先陣を切って我が町で取り組んでいただければ大変ありがたいと思います。産後のお母様のケアのことにつきましては、健康福祉課長のほうといたしましては、私の戸配システムというのはどのようにお考えか、最後にお伺いして、こちらの質問は、私のほうは終わらせ

ていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） こちらのご提案いただいた内容につきましては、支援を要する家庭について、なかなかアプローチの仕方といいますか、きっかけづくりという意味合いでも大変有効なものではないかと思ひますし、定期的な相談機会を提供することは産後鬱病の予防、あとは児童虐待の防止という形のものにもつながる取組でございますので、産婦の体力の回復、そして育児不安の軽減という形も図られると思ひますので、前向きにちょっと検討していきたくと思ひております。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。今回は、私は質問上ではしらい自然館と固有名詞のほうは1つだけだったのですが、一応ここを入り口としまして、関連しまして、我が町における公共的な施設の使用料、もしくは様々なかかる費用、こちらのほうの財政面のところで考えたところ、どうしても今様々な原油高騰、もしくは様々な物価高騰で、どこの企業も、どこの自治体も苦しんでおります。それで、お客様に納得してもらうには、まずはこういう事情で理解してもらうということで、使用料というものをいきなり上げることは無理でございますので、所管、多分こちら総務課になると思ひのですが、お答えをしていただきたいのは、今幾ら上げるとかという答弁ではなく、どのようなお考えでこれからやられていくというお気持ちなのか、財政面の健全化を考えたときのご答弁をお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） お答えいたします。

今の光熱費の高騰によりまして、やっぱり施設運営とかは厳しくなっているというような施設もあるというふうには聞いておるところであります。この光熱費高騰によりまして、利用料をどうするかということにもなるのですけれども、利用料につきましては、実際は実費を負担するという原則があらうかと思ひます。その利用料をどうするか、実費がやっぱり必要になってくるというか、財政的に見ますと、利用料はそのままで、光熱費が高騰するということにつきましては、町からの負担が大きくなる、あるいは指定管理料が増えてくるというようなことにはなってくるかと思ひます。先ほどの原則、いわゆる実費負担ということにはなりませんけれども、これを考えますと、当然高騰するということに対して、利用者がやっぱり負担大きくなっていくべきではないかというふうには考えるところであります。令和6年度に向けて、各課のほうになのですけれども、それぞれ施設の維持費、いわゆる光熱費と利用料のほうはきちんと合っているのかどうかというのを検討してもらいたいということで話はさせていただいたところあります。なお、それによって利用料をやっぱり上げなければいけないということがあれば、先ほど町長答弁にもありましたように、条例等の改正とかもなっていくかなとは思ひているところです。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） 私も同感でございます、やはりこれから未来に向けて、いきなり上げますとかいう、そういうことはないにしても、様々な議論を重ねて、お客様、また利用者の皆様にご理解いただき

ながら、上げるべきところは上げ、そして企業努力をしていくという基本的なところに立ち返りながら運営していかねば、町の未来も構築していくことは難しいのではないのかなと日々考えながら、活動させていただいております。

今回は、これはまたしらい自然館のことだったのですが、やはり今様々な方面から、子供たちの居場所をどうしますかとか、子供たちの長期休みどうしますかとか、様々なご心配のお声も聞こえております。それで、解決策はすぐにはないのですが、今回の英語合宿につきましては、サマーキャンプと申しますか、遊佐町の自然を生かした、そういうキャンプがあっても、遊佐町の子供たちが享受できるのではないかなと。町外、県外からたくさんのお子様たちが自然を求めてやってくるわけですが、遊佐町の子供たちも、逆に我が町でそういう自然体験、またはそこに、先ほど町長答弁にもございました国際感覚を養う、英語に触れるという日常からのプログラムがあってもよいのかなと思ひまして、今回提案させていただきました。すぐにはできないことだということはお分かっているのですが、教育課長のほうにお聞きしますが、今回スポーツ合宿のほうはホームページで記載がございましたので、ちょっと今タブレットでスポーツ合宿のほうを見させてもらって、映させてもらったのですが、遊佐町でスポーツ合宿をしよう。遊佐町内の宿泊施設を利用してスポーツ合宿を行うと、合宿費用の一部を町より補助いたします。補助対象となる要件などは下記のとおりです。皆様のご利用をお待ちしております。対象者、高校生以上の県外スポーツ団体。要件、町内宿泊施設に連続2泊以上、延べ宿泊者数が10人以上。合宿期間中に1回以上、町内スポーツ団体、町民、町内の保育園、幼稚園、小中高生とスポーツを通じて交流を図ること。町から本補助金以外の補助金を受けていないことが要件で、実は我が町ではこのようなすばらしいスキームがございます。こちらは、スポーツに特化した文言なのですが、例えばこれをスポーツではなく、多様性の時代と言ってしまうとあれなのですが、ロボットコンテストや数学コンテスト、または町外、町内、県外の様々な場所で民間の英語合宿を行おうとしている方たちとかの対象者向けに発信したら、遊佐でこういう取組をしているのか、ちょっと自分も、自分たちのグループも、自分たちの団体も遊佐町というところに行ってみようかなということになって、そこに町内の幼稚園や小中学生がマッチングできれば、ウィン・ウインの状態になるのかなということ、私のほうで少し今日提案させていただこうと思ひ、用意しておりました。一からつくり上げるのは本当に難しく、もう必死の覚悟でつくらなければいけないのですが、こういうスポーツ合宿をしようというのが長年我が町でやっているわけなので、もう条例もできており、申請用紙も拝見いたしました。こちらを少し要件を緩和して、英語合宿と言ってしまうとあんまり個別化してしまうのですが、様々な子供たちの教育に関係のあるようなスキームにつくるということは、可能でなくても、どんな感じでお考えか、教育課長のほうからお答え願えればと思ひます。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、最初に先ほど壇上の答弁と申しますか、町長の答弁でも申し上げましたように、英語教育につきましては、学校教育だけで完結するものではなくて、将来的に学び続けられるようになるためには、何より英語が好きという気持ちを育むことが大切であると考えております。遊佐町の小中学校では、ALTが配置されて充実している強みを生かして、いかに児童生徒が楽しく学習できるかという視点を大事にしております。先日私も教育委員の施設訪問の関係で中学校の英語の授業を、短い時間ではありましたが

も、参観させていただいて、ALTの方と、あと英語の先生、あと生徒の皆さんがゲーム感覚で、もう本当に楽しそうに英語の授業をやっているのを拝見させていただきました。このような楽しいやり方だったら、英語が多分身につくのだろうなと思いながら見てきましたけれども、こういうやり方も含めて、今後英語が好きになるという気持ちや英語を楽しんで学習できるという気持ちをこれまで以上に育むことができるならば、議員のおっしゃるように民間の協力も得ながら、あと英語合宿など、また違った角度で検討していく必要もあると考えております。英語合宿等に関する補助については、今の段階ではまだ申し上げられませんけれども、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） 遊佐町の英語教育のすばらしさは、今教育課長からもお聞きしたとおり、また私も様々な場所で拝見して、ALTもすごく充実しているなということ認識しております。

こちら、私質問書に令和8年と記載した理由は、実は今回スポーツの関係で遊佐町に合宿来てくださっている方たちは本当にたくさんいらっしゃいます。もうたくさんの方の方、申し上げ切れない方たちが利用してくださり、またその関係人口というふうに、移住した定住人口でなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々の関係人口が増えていることや、また交流人口としてその地域を訪れる人々のこと、買物や習い事、スポーツする方も交流人口に含まれますが、こういう、もちろん子供たちの教育はベースで大事、しかしやっていく中で、こういうふうに町が活性化する、交流人口、関係人口が増えていくという形もこれから少しずつ手をつけていくべきなのかなと。なぜならば、高速道路がこれからつながり、PATも、パーキングエリアタウン構想も現実化するという中で、様々なことで遊佐町は発展を遂げていくようになると思うので、ぜひ教育の面もほかと教育格差がないように、受けられる教育がほかの自治体よりも遊佐町のほうが上だよって言えるぐらいの話にならなければいけないかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

それで、もう一つ、教育長のほうへ最後に質問させていただきます。今までの質問に関連いたしまして、遊佐町といたしましては、社会全体のグローバル化の急速な進展の中で、子供たちが異文化理解や異文化コミュニケーションを図るため、国際共通語である英語力向上のため、遊佐町独自の幼稚園、保育園、小学校、中学校と一貫した教育方針の新たな展開も今後もおありかどうかというところをお答え願えますでしょうか。幼稚園、保育園は、管轄は現時点では健康福祉課様でございますが、課の領域を超えて連携して、施策展開をこれからは必要になっていくのかなというふうに思いますので、現時点での教育長のご所見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） では、お答えします。

まず、教育全般ということで、英語に特化したわけではない視点からお答えしますと、令和5年度の遊佐町教育行政の学校教育における重点施策においては、小中一貫した教育の推進を掲げております。また、加えて町内に1小学校1中学校というコンパクトさの強みを生かして、幼稚園や保育園、高校までも加えた、幼保小中高の連携を密に図ることを現在も実施をしております。今後このような連携の中で、もし英語に特化した一貫した教育というものが求められてくるようであれば、それも含めて検討していく必要が

あると考えております。現在小学校にはメルビン先生、そして中学校にはサラ先生という非常に優秀なALTの先生方、ほかの自治体であれば2校、3校掛け持ちしているのですが、その先生方は常時小学校、中学校におられるという、そういう現状で、子供たちにとっては有益なことで、小学校の先生、中学校の英語の先生にとっても非常にサポートしていただいているということも伺っております。ただ、その中でやはり大切なことは、先ほどから何度も町長以下、教育課長も申し上げておりますが、子供たちが英語を好きになるという、その気持ち、そして英語によるコミュニケーションを楽しんで学習できるという気持ちが必要であるというふうに考えております。また、先生方の働き方改革が叫ばれている昨今ではございますので、なるべく先生方に負担をかけないようなやり方で、8番議員がおっしゃったように、民間の協力も得ながら検討していくことも考慮すべきであると考えております。学校教育目標である鳥海の高きに向かって、そしてふるさと愛を醸成していく、その中で英語教育の充実というのは、これは非常に有意義な、大切なことだと思っております。以前、旧青山本邸に地元の小学生が、いわゆる旧青山本邸を調べてガイドをしていたという、そういう例もあります。今遊佐町は、ジオパークでございますので、まさにサマーキャンプ、そこはジオパークの中で行われることだと承知をしておりますので、ジオパークについての学習をしながら、そしてまた英語で、インバウンドで来られた外国の方々に例えば説明をするとか、そういうふうなことが、少しそういったところもイメージとしては広げているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。教育長の力強いお言葉で、これからも我が町の子供たちの教育の方面も充実するように、よろしく願いいたします。

先ほどのご答弁の中に、インバウンドの方に対しての旧青山本邸での例がございました。コロナ前なのですが、遊佐町商工会女性部におきましても、もし酒田港に豪華客船が入って、遊佐町にもその人々が来たときのために、ちょっと英語で会話できるようにレッスンしてみましようという、そういう試みがございました。皆さんとても生き生きと、子供の頃に帰ったように英語のレッスンに頑張っておりましたが、残念ながらコロナのことがあって実現はしなかったのですが、やはり大人も子供に負けないように、このように様々なことに果敢にチャレンジしていく町であってほしいなと、その商工会の女性活動に携わったときに感じました。

最後になりますが、今回やはりほかの市町村とでの我が町の違いというものははっきりと感じさせられましたのが、出産を終え、町民課のほうに届出にいらっしゃったときにお祝金をいただくという、そういうおめでたいコーナーがございますが、例えば遊佐町の場合は、皆さんご承知のとおりお祝金の額は決まっているわけですが、A市さんのほうで、国からは5万円、お子様は1人で国から5万円、それだけ。これ近郊の市町村でございますが、B町は国からの5万円、そして商品券、その町でしか使えない商品券を5万円お渡しすると。C町におきましては、お祝金が10万円、第2子が30万円、第3子は50万円という、それも1年ずつ10万円、10万円、10万円、そこに住民票があるということが分かったときにきちんと振り込むというシステム。同じ庄内でも、これだけの差があるということです。我が町におきましても、実はとても進んでおまして、執行部の皆様のお考えと私は同じなのですが、ほかの庄内の市町村よりは秀でているわけなのですけれども、渡し方なのですが、大体ほかのところは口座振替といって、口座の番号

を書いてもらって送金、もしくは商品券でした。我が町においては、これお渡し方は、町民課長、どうなっておりますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） お答えします。

ゆざっ子誕生祝金ですけれども、こちらのほうは年度初めに子育て支援系のほうから、概算で現金の払出し、新券でありまして、それを出納室の金庫のほうに保管しております、赤のしにそれぞれ10万円、20万円、数件つくっております、町民の方がいらしたときに現金でお渡しするというところでしています。以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、松永裕美議員。

8番（松永裕美君） 現金で新札を用意していただき、赤のし、とてもクラシカルです。私は、ここで、ほかの市町村は口座振替多いですよとか、例えば東京都などはQRコードで読み込んで、赤ちゃんや子供以外に使うことを、ある意味こちらの商品の中から選んでくださいということで、全て商品のラインナップがあって、そこからチョイスするというやり方です。我が町におきましては、私は実を言うと、今の赤のし、新札、本当にすてきなことだし、すばらしいことだし、ほかの市町村が口座振替やペイペイになろうとも、ぜひこれは続けてほしいとは思いますが、これはもしかしたら若い世代の方たちにとってはどうなのかな、どういう感覚なのかなと私は考えました。それで、人口減少が進む中で、これだけは本当にもう唯一、例えば人数が減っているわけなので、アンケート調査などをして、今の若い人たちはどうなのかなというところをいつかちょっとお聞きするタイミングがあれば聞いて、それを基にまた議論というふうにするお考えはいかがかと思って今回話させていただきました。口座振替がやはり事務的にはスピーディーだし、安全だし、ほかの多分自治体の方たちはそのように変えていく中で、今お聞きした手渡しで現金というのは、私的にはありがたいもあるし、また、よし、これから赤ちゃん育てるのを町からも応援してもらっているというふうに思いも高まると思うのですが、ここで何かを決めるわけではないのですが、町民課長の考えを少しお伺いしてみたいと思ったので、よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） お答えします。

健康福祉課所管にはなるわけなのですけれども、そのほかに支援金としてすくすくゆざっ子支援金、それから遊佐町出産支援給付金、こちらのほうは口座の振込というふうになっておりますけれども、このゆざっ子誕生祝金については、あえて出生届が出されたときにタイムラグなく現金を、おめでとうございませうという形で渡すことについては、私はあえてそういうふうになっている、長年そういうふうになっているということはいいことだというふうに思っておりますけれども、受け取る側、最近キャッシュレスということで、そういう流れもあるわけなのですけれども、受け取る側の思いというのもアンケートなりで調査しても、それはいいのではないかとこのように思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 松永裕美議員。

8番（松永裕美君） 確かに所管が健康福祉課だったので、町民課長にはお答えいただきありがとうございました。これ小さなことなのですが、今私たちのここの議会でよく議論されます。シニア向けにはスマホ

を使って何かしてほしいけれども、商品券がいいのではないかと、やっぱり紙ベースかなと。でも、若い人は、何ていったって今お年玉もペイペイで送れる時代でございますし、そこが今とても議論の柱になっていることが多くございましたので、解決策としてやはりアンケートというのは実はとても効果的で、町民の皆さんが主役で、この町は町民の皆様のお力で成り立っていますというところが、そういう、ちょっと煩雑な仕事になってしまうのですが、今例えば45人の方にアンケート、戸配おむつ、何でもオンしてしまって申し訳ないのですが、戸配システムのときにちょっと書いてもらおうとか、もしくはご意見を伺うとか、そういう、もうクラシカルなやり方を忘れずにやっていく町であってほしいなと思い、今回これが私の質問の最後にして出させていただきます。

なお、赤のしをきちんと用意して下さっていたということに私存じ上げなかったもので、そのお気持ちにここで感謝したいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

議長（高橋冠治君） これにて8番、松永裕美議員の一般質問は終わります。

6番、佐藤俊太郎議員。

6番（佐藤俊太郎君） 令和5年12月1日、日本国の代表である岸田総理大臣がアラブ首長国連邦ドバイにおいて開催中のCOP28、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議で地球温暖化防止に向け、日本国の各種取組についてスピーチを行いました。さらには、令和5年7月、国連のグテーレス事務総長が、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来したと発言をされております。このように地球沸騰中の世界の中の一地点、遊佐町における鳥獣被害についてお尋ねをいたします。

鳥獣被害のうちのツキノワグマとイノシシ被害の現状と対策についてお伺いをいたします。令和5年のツキノワグマによる被害が甚大であることは、各種報道のとおりであります。当町においても、その対策は遊佐町鳥獣被害防止計画に基づいて実施中ではありますが、当町のホームページで、熊出没注意報が発令中です。熊出没注意報発令中、令和5年12月30日まで。11月30日まで発令されておりました熊出没警報は解除となりましたが、11月20日から26日において、山形県内の市街地での熊の目撃情報が5件あり、熊による人身被害が発生する可能性はいまだに高い状況にあります。市街地で熊による人身被害が発生するおそれがありますので、12月30日まで熊出没注意報が発令されております。人身被害防止のため、下記にご注意くださるようお願いいたします。丸、熊が市街地に出没した場合には、近隣にいる方は屋内に避難し、安全が確認されるまで外に出ないようにしてください。丸、熊の目撃情報等があったところでは、音の出るもので熊に自分の存在を知らせてください。丸、早朝、夜間は熊に出会う可能性が高くなります。熊の目撃情報があったところでの不要不急の早朝、夜間の外出は控えるようにしてください。丸、万一熊に出会ったら、落ち着いてゆっくりとその場から離れてください。丸、家の周囲の取り残しの果実や野菜、蜂の巣は撤去し、生ごみなどは放置しないでください。丸、河川敷や公園などの刈り払いを進めてくださいと注意事項が明記されております。11月13日現在、目撃情報は98件でしたが、その後、12月3日現在では106件まで目撃情報が高まっております。その目撃場所が通学路であったり、民家の蔵に侵入したり、牛舎外に置いていた飼料を食い荒らす等、非常に危険な状況と思われます。令和4年度、5年度の被害状況と捕獲数と今後の対策をお伺いいたします。通学路での目撃情報もあることから、児童生徒に対する対策についてもお伺いいたします。

さらに、県内外から多数の来訪者がある丸池様、牛渡川の近傍でイノシシによる農作物被害が発生しています。目撃情報、被害状況、そして対策についても同様にお伺いいたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、6番、佐藤俊太郎議員から、鳥獣被害の熊、イノシシ等の出没の状況、対策はという形の質問だと思います。答弁をさせていただきます。

今年の町内のツキノワグマの目撃、被害の情報は、11月現在で100件を超え、昨年1年間の16件とは比較にならないほど過去最大の件数となりました。この件数については、報告があったものを計上しているもので、実際の件数はこれ以上になると思われれます。農作物の被害等に対応した有害鳥獣の被害、捕獲件数につきましては、昨年度は1頭でありましたが、今年は既に13頭となっており、目撃数と同様に過去最大となっております。今年は特に山のブナが大凶作と言われていることが影響し、餌不足になったツキノワグマが餌を求めて人里に下りてきていることで、目撃や農作物の被害が増加したと考えられております。町として、平成28年度より遊佐町鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲、防除に努めてきました。また、平成28年には農協、森林組合、猟友会、警察、消防、区長代表、県などを構成機関として遊佐町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、被害防止に向けた体制を整えてきたところであります。

通常、目撃情報が寄せられた際には状況を聞き取り、現場の確認を行った後に、状況に応じて看板の設置や回覧文書などによる注意喚起を行っております。目撃等の情報は総務課危機管理係、教育委員会、健康福祉課の学校、保育園担当者と共有をし、必要と思われる場所においては、それぞれの担当から周知、注意喚起、消防団によるパトロールを実施していただいております。なお、目撃等の情報は町のホームページにも掲載し、情報発信を行っているところであります。ツキノワグマの捕獲許可権限は県にありますが、集落内で、その出没で人畜等に危害を及ぼすおそれがある場合、集落周辺の農地等で人畜等に危害を加えるおそれがある機会については、町に有害捕獲許可権限が移譲されております。そのような状況においては、捕獲に当たる隊員も含めて、周囲の安全が守られることと判断できる場合に、捕獲にかかるわなの設置や捕獲作業にかかる許可を町から出し、捕獲活動を行っているところであります。今年は、県内外でもツキノワグマによる人的被害が多く発生しており、当町においても、集落内での出没が確認されました。幸い人的被害は発生しておりませんが、集落内で出没した場合、いつ人的被害が発生してもおかしくない状況となります。そのために、今後も人的被害を防ぐため、集落内での出没における対応を徹底していく必要があります。現在対応に当たっては、山形県より熊が市街地、いわゆる人口密集地に出没した際の対応指針が示されておりますので、それによった形で行っております。指針では、熊が市街地等に出没した際の有害捕獲許可権限があること、刻々と変化する情勢に的確に対応する必要があること、住民の危険回避や安全確認がポイントとされることから、市町村が中心となって対応することが望ましいとされております。このことから町が中心となり、警察や消防、県などの関係機関と連携して、住民への注意喚起、避難勧告、交通規制を行うなどの住民の安全の確保を最優先とした対応が必要となってきております。これまで遊佐町鳥獣被害防止対策協議会の中で、緊急時の連絡体制について確認してきたところでありますが、他市町村での対応事例なども参考にしながら、市街地に出没した際に人的被害が発生しないように、市街地出没対応マニュアルを作成することなどして、より具体的な対応についての関係機関との連携を図

っていきたいと考えております。また、集落から離れているが、通学路となっている場所での出沒に対しましては、迅速に情報の連携ができるように進めていきます。未然防止の観点からになります。少しでも集落周辺の出沒リスクを減少するため、熊の餌となる集落周辺にある放置果樹への対策を実施、また取り残しの果樹の撤去、食品や生ごみの放置、戸締まり等に注意するなど、地域ぐるみの対策にご協力いただくよう発信していきたく考えています。

また、イノシシによる被害の状況ですが、箕輪、白井新田、藤井、金俣、三ノ俣、杉沢等で目撃、農地の掘り起こしや農作物の被害が13件発生しており、3頭の捕獲を行いました。イノシシは繁殖力が強く、町内のほぼ全域で痕跡が確認されていることや、8頭以上の群れも確認されていることから、今後さらに被害が拡大するものと懸念されます。イノシシは警戒心も強いので、駆除のみでは被害軽減が困難です。電気柵等の侵入防止柵の設置が有効であるため、電気柵の有効性や適切な管理方法を周知し、設置を進めてまいりたいと考えます。ツキノワグマも同様ですが、今後も生息状況の調査、被害対策を進めながら、町民及び町内外からの来訪される方に鳥獣に関する情報提供を行うとともに、注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

通学路における目撃情報につきましては、産業課よりいただいた情報を小中学校に伝達し、小中学校においては、保護者にメールでの一斉送信により、各家庭でのスクールバスの下車後も含め、登下校時の送迎等の協力をお願いしているところです。また、中学校においては、授業終了後、保護者が迎えに来る時間まで学校で待機することができるような対応もしております。あわせて、熊に関する注意喚起の文書も小中学校に配布し、児童生徒に対して指導も行っている状況であります。

ちなみに、遊佐町のお隣の秋田県にかほ市では、今年26頭、過去最大の捕獲の頭数があつたに伺っておりますが、秋田県においては、そんなに多い数字ではないのだというお話もいただいているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 6番、佐藤俊太郎議員。

6番（佐藤俊太郎君） るるご答弁ありがとうございました。

先ほど遊佐のホームページ上で、熊が市街地に出沒した場合等を私読ませていただいたのですが、近隣にいる方は屋内に避難し、安全が確認されるまで外に出ないようにというような一項目がございました。近隣にいる方が熊出沒について、果たして熊が出たよという熊触れといったらおかしいですが、そういうものがあるのかどうなのか、多分ないのではないのかなと思ってございます。

この熊に関しては、令和2年の12月に現議長がやはり質問をされております。そのときに、熊が出沒した際には危機管理係と連携を取り、どこどこでどんな熊が出たから、皆さん注意をしてほしいといった対策が講じられているというご答弁がありました。さらには、以前吹浦地内で猿が出沒した際には、近隣の私のところまで、今現在、たしか私の記憶だと、大物忌神社付近に猿がいるから近づかないでほしいと放送があり、ああ、猿がいるのだ、危ないから行くのはやめようと、こういう手順で認知をしたわけですが、最近熊が出たというような広報は私も聞いていませんし、多分なされていないのではないかなと思ってございます。ぜひ広報をお願いをしたいと思っております。これについては希望ということで、これは具現化できると考えてございますので、よろしく願いをいたします。

さらには、今日の山形新聞の朝刊に載ってございました。「県内、クマ目撃相次ぐ」。これは4日のことですね。4日午後1時半頃には遊佐町吹浦の月光川河川敷で体長約60センチの熊が左岸側で柿の木に登って実を食べているのを車で近くを通った60代男性が目撃したと。その場所は、遊楽里から約200メートル東側で、3日にも付近では目撃情報があったと報道をされております。この件について、もう少し詳しくご説明をいただけませんか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 今朝の新聞報道なされた件につきまして、その通報者という、情報提供者というのはこの町の関係者ということで、教育委員会の教育長さんでございます。それで、教育長さんのほうから、まず木に熊が登っているというような情報提供ございました。サイズは、まず成獣ではなく、子熊ではないかというような情報もございましたので、町の担当のほうで、3名ですけれども、現場のほうに駆けつけまして確認をしたところ、現場というのが河川敷、これは県管理のところになるわけでございますけれども、柿の木が2本ありまして、その1本のほうに柿がちょうど20個ぐらいになっていたということもあって、その木に登っていたというようなところであるようでございました。それで、危機管理のほうにも連絡いたしまして、あと警察のほうにも連絡を行いました。そして、現場での対応となりますと、やはり専門家であります猟友会の関係者の力を借りなければならないということもありますので、猟友会のほうからも1名参加して、現場のほうに来ていただいて、警察関係者は十数名でございました。総勢十六、七名が集まって、対応を図りました。それで、子熊であります、なかなか木から下りてこないというような状況もございまして、かなりの時間その場で皆さん待機しているような状況でございまして、その対応についていろいろ検討をしたものでございますが、やはりそこは銃の規制区域ということで、発砲してはいけない場所にもなっておりますので、基本追い払いというふうになるわけでございますが、なかなか子熊も木から下りてこないというような状況もございましたので、対応としましては、わなではなくて、網ですね、漁網でもないのですが、かなり丈夫な網を町内のほうから買いまして、それで下のほうで何人かで木の下に集まって、網を持って、それで木を揺らして、それで網でキャッチして、箱にその子熊を入れて、そのまま山手のほうになりますけれども、適地判断によって、この辺りで大丈夫だろうということで、民家にあとその後下りてこない場所を選択して、適地としてその場所に放獣したというような、そういった経緯でございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 6番、佐藤俊太郎議員。

6番（佐藤俊太郎君） その子熊の確保についてはよく分かりました。偶然昨日私対岸から、パトカーの赤灯がぴかぴかやっているのを見まして、何だろうなということで通行したのです。ひょっとしたら熊なのかなとも思っていました。なぜかといいますと、山形県警から、熊が出たという一斉メールが入ってございました。残念ながら遊佐のLINEでの熊情報は、私のところには届いてございません。使えるものは最大限、やはり使うべきだと思っております。今後LINEでの危険情報の周知、これも必要かと思われま。幸い子熊でよかったと思っております。これが親熊だったら、今こんな状況で話ができていない可能性もございまして。その場所は私がよく通る場所であり、今朝も、この山新の報道を見て、行ってまいりました。ああ、やっぱり同じ場所だなど。熊の足跡は分かりませんでしたけれども、人が非

常に踏み固めた足跡が確認できましたので、この場所だなど。さらには、この柿の木は、県に情報提供して、速やかに撤去の方向で動くべきだと思います。この木撤去しなければ、来年も実は確実になると思います。さらに、熊は覚えているかどうか分かりませんが、舞い戻ってこないとも限らないわけですから、その柿の木、私今このところに101件の熊目撃情報を一覧表として持っていますが、非常に柿の木、栗の木を食べている等々の状況があります。熊が悪いわけではなくて、こういう柿の木があるから熊が寄ってくるのだというふうに理解しておりますので、熊が来ないようにという方法をやはり町では取るべきではないかと思っております。

さらには、他のところでは、熊被害防止のため、果樹などを伐採する自治会に対して、費用の一部を補助するという市町村までであると理解しております。秋田の報道でも、自分の庭に柿があるのだけれども、もう柿は食べない。しかし、年老いて柿を切ることができないので、町にお願いして木を切っていただいたというような報道もございました。11月の4日にとあるところの空き家の放置柿、これは秋田のところですけども、空き家にある放置柿、これらにもやはり秋田は非常に熊の目撃情報が多く、そういうところでも対策として柿を処理をしているという状況でございました。やはり柿の実があれば、当然熊は来ると思います。しかし、実がなければ、そこには多分来ないだろうし、いないのだろうと思っておりますので、この件ご検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、熊の目撃情報があったところでは、音の出るもので熊に自分の存在を知らせてほしいという町のホームページの一項目にございます。私、熊鈴を買ってまいりました。なぜかという、先日歩こう会で歩いた際に、ふらっとのところに熊出ました。さらに、石原莞爾さんのところの墓のところでも熊出ました。とうとう歩いていたら、会員の中の1人が、これを出してつけたのでした。それで自分の位置を熊に知らせるといふか、そういう状況、これ町のホームページ上にも書いてございます。それで、自分の位置を知らせるといふ意味か、万一熊に出会ったら、落ち着いてゆっくりとその場から離れてくださいという1項目がありますが、目撃情報のナンバー37の項目、9月14日に午後6時30分頃、宮山坂公園付近で下校中の中学生が熊を目撃したと記載がございました。この状況について、教育課のほうで何かしら把握をされていたら、その状況等をご説明願えればありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今宮山坂ということでもございましたけれども、実際のところは袋地ということになります。それで、自転車で女子中学生が下校中に熊と遭遇して、怖くなってすぐ逃げたという事例がございました。そのときに自転車のベルといますか、チリンチリンといますか、それをあえて警音器と言わせていただきますけれども、そのとき自転車の警音器を鳴らしたということで、それは事実でございます。それで、その警音器の音で逃げたのかどうかはちょっと不明ということでもございましたけれども、まずそのような事例があったことは事実でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 佐藤俊太郎議員。

6番（佐藤俊太郎君） これは、秋田県鹿角市での対応ですけども、児童生徒に熊よけの鈴を貸し出し、対応を取っていると。内容は、市街地への熊出没が相次ぐところ、鹿角市では市内の小中学校全校の

児童生徒に登下校時に身につける熊よけ鈴を貸与をすると、こういう記載です。先ほどありました鈴等を鳴らして、自分の存在を知らせることによって、熊は多分逃げていくのであろうという期待を込めているものだと私も理解をしております。

それで、埼玉県秩父の小中学校では、400人余りに鈴とホイッスルを配ったという報道もございます。テレビ報道で見たのですけれども、これは大人の方が山間部に入るときに、鈴ではなくて、ホイッスルを吹いているという報道を私目にしたことありますけれども、今小学生は防犯ブザー及び防犯ホイッスル、これは全員が所有をしているものでしょうか。いかがですか。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、防犯ブザー、あとホイッスルというということでございましたけれども、遊佐町では令和3年度から、児童への、熊対策というより防犯対策として、遊佐町防犯協会より防犯ブザーが配布されております。また、いつからかはちょっと確認が取れなかったのですけれども、児童へ防犯対策としてある有名な会社といいますか、会社名言わせていただきますけれども、日本マクドナルド株式会社から、毎年1年生の児童に対してホイッスルが配布されております。あとちなみに、中学生には防犯ブザーもホイッスルも配布されておられません。今のところまず熊鈴については配布しておりませんが、今後熊の目撃情報が増えていくようであれば、検討する必要もあるのかなと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、佐藤俊太郎議員。

6番（佐藤俊太郎君） 検討していただくというお答えでございました。

また、女子中学生が下校時に熊と遭遇した際に、当該生徒さんは、熊対策について、事前に教養的に、熊と遭った場合には速やかにこういう対応を取るのだというような教育は受けていらっしゃるのでしょうか。その点いかがでございますか。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

熊対策といいますか、熊に関する注意喚起の文書や、あと対応マニュアルについては、小中学校に配布させていただいております。その中を見ますと、もし熊に出会ったらということで、遠くに熊がいることに気づいたとき、あと近くに熊がいることに気づいたとき、あとすぐ近くで出会ったときということで3つに分かれたような感じで対応が取られていまして、遠くに熊がいることに気づいたときは、落ち着いてその場から離れましょうと。熊を驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。あと、写真を撮るためフラッシュを使うのもやめましょうということです。あと、近くに熊がいることに気づいたときは、落ち着いてゆっくりその場から離れましょうと。その際熊に背を向けずに、熊を見ながらゆっくり落ち着いて後退してくださいということです。あと3つ目として、すぐ近くで出会ったときは、慌てた人の急な動作で動いて攻撃してくることがあるので、冷静に慌てず、熊が立ち去ってからその場を離れましょうと。突発的に襲われたら、両腕で顔や頭をガードして、大けがを避けましょうというようなことでマニュアルには書いてあります。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 6 番、佐藤俊太郎議員。

6 番（佐藤俊太郎君） 今全生徒、児童はこのマニュアルについて教育を受けて、聞いて、知識としては持ち合わせているという理解でよろしいでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） このようにマニュアル等を配布させていただいて、知識として理解しているものところのほうでは考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 佐藤俊太郎議員。

6 番（佐藤俊太郎君） それであれば、非常に心強いものでございます。

また、目撃情報75番、10月21日の8時頃に高瀬の石淵地内で熊が道路を横切った。ここは、旧国道7号線で通学路でもありますし、石淵地区のバス停から100メートルぐらいしか離れていないところであります。10月21日はたまたま土曜日でしたので、生徒はいなかったと思いますが、8時頃、これは非常に出くわせば大変な状況だと思えます。最近、都市型熊、アーバンベアーというらしいですけども、人間をあまり怖がらない熊が出てきているのではないかという報道もございました。くれぐれも児童生徒の方、また保護者の方に状況をよく説明して、被害に遭わない対策を取るよう期待をするものでございます。

それで、熊は大体こんなものなのかなとは思いつつも、例年ですと熊というのは大体11月頃から冬眠に入ると言われていましたが、最近は冬眠をしない熊がいるのではないかと。また、冬眠の時期がずれているのではないかと。これも地球温暖化に影響しているのかどうなのか分かりませんが、実際当町遊佐でも、それこそ先ほどご説明いただいたとおり数日間目撃情報がもう数件、5件にも上っているわけなので、これから冬眠に入るから、だんだん、だんだん少なくなるのだというようなことではなくて、いつ出てもおかしくないというような気持ちで、それこそ町民も児童生徒の方も対応をせねばならないのではないかと考えてございますので、対応をよろしくお願いをしたいと思います。

さらには、先ほどイノシシの出没についてお尋ねをいたしました。各地で出ているということでございます。自己責任と言われてしまえば、それはもうそのとおりでございますが、自分一人ではどうしようも対応が難しいというのが野生動物に関する対策、対応ではないかと考えてございます。以前は、私の記憶ですと、豚熱関係で畜舎の周りに電気柵を設置をしたという記憶がございます。電気柵の補助及び電気柵の申請等の情報がございましたら、お願いをしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、お答えいたします。

電気柵を活用した実績ということでございます。町長答弁にもございましたとおり、イノシシの被害軽減対策には電気柵等の侵入防止柵の設置が有効でございます。電気柵の有効性を周知しながら、活用について推進を図っておるところでございます。今年度は2件の申請がございます。これは、補助金を活用しての電気柵の設置というふうになってございまして、購入に係る費用の2分の1が購入者への負担、県と町が4分の1ずつの負担となっております。さらに、少し申し上げますと、今回の2件の申請につきましては、電気柵を2段にわたって、長さ50メートルにわたったものでございますが、設置しております。やはりこういった柵の有

効性、あと適切な管理方法を周知しながら、引き続きの設置をお願いしてまいりたいと思っております。
以上です。

議長（高橋冠治君） 佐藤俊太郎議員。

6 番（佐藤俊太郎君） 2件の申請があったということは理解をいたしました。さらに、これは放置をすれば、先ほどご答弁にもありました、1年に8頭くらいの出産があるということで、それこそ捕獲をしなれば、八、八というような、ネズミ算とは言いませんけれども、これはもうどんどん、どんどん増えてきて、被害が非常に多くなるおそれが多分あるのだと思います。当町では、そんなにまだないようでございますが、その地区、地区で、やはり個人でやるのではなくて、地区で対策を講じるというのが効果的だと私が持っている古くからある、東北地方ではない、近畿地方のとある県の対策マニュアルに載ってございました。大事に至る前にやはり対策を講ずることが必要ではないのかなと思っております。

さらには、熊だと、この場所に熊出沒しましたという看板があって、設置されております。熊については、そういった出沒看板というのは多分今現在当町ではないのだと思います。しかし、今後やはりこういうところを熊出ののだよということが明らかになった場合には、出沒注意等の看板があってもよろしいかなと思っております。さらには、私が目撃した場所が、それこそ先ほど言った牛渡川近傍、丸池の近傍だったので、時々ちょっと散歩がてらそのところまで歩いてこられるという方も少し見受けられますので、イノシシが逃げていけば、それは別にいいのですけれども、最近イノシシが凶暴化して、後ろから突っかかるようなテレビ報道もございます。検討してもよろしいかと思っておりますので、よろしく願います。やぶを刈るというような対策があるようでございますが、これはいかがなものでしょうか。産業課のほうでもっと有効な手だてがあるというような何かことはございませんでしょうか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 有効な手だてというか、やぶのまず管理ということでもありますけれども、やぶにしておく、そこは安全対策の面からも、かなり問題の箇所というような位置づけになるかと思しますので、ある程度安全対策を求めるために、見通しのよい状況に、そういう状況を保つというか、そういったことは必要になるのかなと考えますので、やはりそういったやぶの解消には努めるような方向性で進めることが肝要かと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 佐藤俊太郎議員。

6 番（佐藤俊太郎君） そんなに歴史があるわけではないようですので、経験を踏まえた他の市町村の対応策も参考になさって、善処をしていただきたいと思っております。

これは、今年の1月31日に知事宛てに出してある被害実績等の当町からのものでございます。イノシシについては、令和2年には4万8,000円程度の被害があったという記載がございます。4年度の被害について、数値的なものは上がっておりますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答え申し上げます。

近年の状況としましての、まず鳥獣による農作物被害額というようなところになりますけれども、こちらの金額、熊、イノシシ両方からのものという理解でお願いしたいのですが、令和4年度の農作物の被害

額につきましては、77万6,000円というふうな金額になってございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 佐藤俊太郎議員。

6 番（佐藤俊太郎君） 77万6,000円の被害で、これは熊もイノシシも合算だということではございまして。ちょっとそれこそ被害はあるのだけれども、電気柵を買って対策を取るほどのことではないというお考えの方もいらっしゃるというような話を少し聞いたことがございます。しかしながら、これを放置していれば、どんどん、どんどん、どんどん広がっていくのではないかと危惧しておりますので、被害金額にかかわらず、自衛、守る、寄せつけないというような気持ちと対策をやはり行政のほうから対応者と申しましょうか、そういう方々にお知らせする、お願いするというような方法があってもいいかなと思ってございます。やはり一番大切なのは人間のけががない、もしくは命を失うようなことにも熊に関してはあるわけですから、熊、イノシシに限らずそういう対応を取れるように、やはり行政としての立ち位置を考え、今後の対応をよろしく願いをしながら、私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

議長（高橋冠治君） これにて6番、佐藤俊太郎議員の一般質問は終わります。

4番、本間知広議員。

4 番（本間知広君） 熊、毎朝屋敷の中にいるのではないかなと思いつつ、暗がり仕事しておりますけれども、本当に、冬眠しないということだったりするのかと思いつつ、早く冬眠してほしいなと思っております。

それでは、通告に従いまして、私のほうから質問をいたしたいと思っております。今回遊佐パーキングエリアタウンということをお聞きをしたいと思っておりますけれども、新道の駅という表現が定着しつつありますので、そのように以下表現させていただきたいというふうに思います。令和5年度中に高速道路が遊佐鳥海インターチェンジまで開通する予定です。これ再三になるかもしれませんが、8年度中には秋田の県境区間が開通予定であります。9年度の初頭にいよいよ新道の駅が開業する予定だということです。当初8年度中に開業ということでありましたけれども、高速道路の工事の進捗の兼ね合いで踏まえまして、9年度に変わったそうであります。3年6月の第547回6月定例会では、新道の駅の状況ということで質問をいたしました。そのときは、地域に豊かさをもたらすために取り組んでいるという答弁をいただいております。また、4年の3月、第554回3月定例会におきましては、新道の駅が目指すものということで質問をいたしました。鳥海山で魅了する地域の核となることを目指すというような答弁をいただいております。

この新道の駅を整備するに当たりまして、場所の選定には本当に苦勞をしたという記憶がございます。少し昔の話になりますけれども、当初国からの高速道路の計画では、高速道路の西側のほうにいわゆるランプといいますか、取付け道路、一般道路とのぶつかるところ、出入口が道路の西側にできますよということでありましたけれども、町のいわゆる話合いの中では、鳥海山眺望の理由から、建物は道路の東側が望ましいのではないかという話になっておりました。このまま例えば取付け道路が西側で、建物が東側ということになると、一旦345、いわゆる一般道に1回出てからでない道に進入することができないということになって、利便性があまりいいとは言えなくなってしまうということになります。さらに、東側に道路が仮にできた、取付け道路が東側にできましたよといっても、一般道につながるまでがいわゆる

高速道路、取付け道路の立てつけに、そういうくくりになっておりますので、交差点が造れないと。交差点が造れないとどうなるかという、結局東側に道路を切っても、一旦一般道に出ないと建物に進入できない。どっちみち、東側だろうが西側だろうが、一回一般道に出てからでないと道の駅には入れないということで、これは困ったなということで、せっかく東側に道路ができて、一般道に出なければ施設に進入することができなくなることとなります。遊佐鳥海インターチェンジの整備が始まるまでに、始まるまでというか、5年度には開通をするわけでございますので、それまでにこういう諸課題を解決するようしなければならぬということで、これ時間的に当時大変だったというふうに記憶しております。当局の頑張りがありまして、取付け道路に関しては、ほぼ課題をクリアした整備内容となりました。道路の東側に、皆さんご存じだと思いますけれども、施設を造るスペースを設ける形で、一般道に出ることなく施設に進入することができる取付け道路というふうになっております。これでようやく施設整備の土台、環境が整ったかなというふうな認識でいるわけでありまして。先日であります、全員協議会で説明があったとおり運営事業者並びに設計管理者が決定をいたしました。いよいよ本体整備、運営に向けて本格的に始動するという状況であるというふうに認識をしております。高速道路の休憩施設としては、自身もあちこち車で当然出かけたりしますが、まだ実際にできておりませんので、想像の域は出ないということなのですけれども、これほど景色のいいところというのは見たことがありません。もちろん天気次第ということになるのですけれども、これほどやっぱりロケーションがいい道の駅というのは見たことがございません。似たような侵入形式でいきますと、近場で尾花沢の道の駅も、旧国道13号も、行った方はご存じかと思うのですが、13号に出る前に建物には入れるようにはなっておりますけれども、施設自体が低いところにありまして、あまり建物が見えないというところが少し残念だなというふうに思うのですが、今度の新道の駅については、皆さん本当にご存じかと思っておりますけれども、秋田方面から来ても、酒田方面から来ても、上のほうからずっと下りて、下のほうに建物がございまして、インターがございまして、一目瞭然ということ、そのロケーションのよさもありますので、かなりの確率で立ち寄ることになるのかなというふうに期待をしているところでありますが、正直本当によろしくここまで来たなという気持ちであります。改めてこれまでの進捗というものをまずは伺いたいなというふうに思いまして、壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、先日全協で遊佐パーキングエリアタウンの指定管理事業者と、それから設計、いわゆるプロポーザル、最優秀決まりましたので、それ等の説明申し上げさせていただきましたが、遊佐パーキングエリアタウン計画の進捗状況等について、私から答弁をさせていただきます。

日沿道酒田みなと～遊佐につきましては、平成21年度に事業化が決定してから14年間が経過し、いよいよ今年度中に終点である遊佐鳥海インターチェンジまでの開通の見込みであります。本当に長かったなという思いです。実は中心ぐいの打設式がちょうど酒田みなとのあのインターで行われたときに、私は参加をさせていただきました。ちょうど町長になった頃でしたので、あれからこんなに時間たっているのだという思いと、令和8年度中には遊佐象潟道路までも全て県境開通という形で、いい形で進めてもらいたいなと思っております。いよいよ終点であるところまで来たのだと、そんな思いでありました。この間国土交通省及び山形県のご理解、ご協力もあって、本町の要望を受けて、遊佐鳥海インターの取付

け道路の形状変更を行うなど、より地域にとっては使いやすい、利便性の高い道路として整備いただき、本町にとっても大変喜ばしいところでもあります。これにつきましては、実は遊佐町で高速道路推進室を立ち上げた、その直後にちょうどPPP、PFI、いわゆる国土交通省による北海道東北ブロック会議がオンラインで行われたときに、やっぱりどうしてもなかなかPPP、PFIの方式等を使いながら、道の駅を整えたいという思いがありましたので、何とかご指導いただきたいという発言をその場でさせていただいたところでありました。当初の国と県の設計した計画では、確かにインターは西側という形を示されておりましたが、それを私の発言を聞いたのでしょうか、東北整備局の偉い部長さん、建政部長さんが係長3人を連れて遊佐町においでになりました。そのとき酒田工事事務所長には伝えましようかって言ったら、何で俺が行くのに酒田工事事務所なんかわざわざ来なくてもいいという、非常に偉いお方でしたので、現地の案内はほぼ私がやったような記憶がします。職員は、まだ今スタートしたばかりという、どのようになるか分からないというのが現状、スタートしたばかりの時期でありました。あんなにも交差点が短い距離で3つもできるようなインターでいいのでしょうか、私からは、多分本線まで渋滞してしまうインターになるのではないのでしょうかというお話を当時の建政部長にさせていただいたら、その部長さんは、何と何と、計画なんていうものはしょせん計画、最高のものを要望していいのだよという大変温かい励ましをいただいたところでありました。その言葉を前内さんという前の県土整備部長に紹介したところ、了解しましたという形で、何と今までの国と県の進めてきた計画を東側まで持って行っていいというような形までやっていただいたこと、本当にすごく歯車回ったなという思いをした記憶であります。特に東回りの交差点協議におきますと、必ず交差点を新たに造らなければならないのだけれども、インターの入り口は県道で整備すると。そして、道の駅からの取付けは国で整備するという、非常に理解ある行動を国及び県からしていただいたという思いがしました。そして、その後にやっぱり、それまでにも遊佐町では平成23年度には夕日ラインシンポジウムを遊佐町で開催していただき、「道路が来る！？どうする遊佐町」を開催するなど、高速道路沿線に道の駅を移転する遊佐パーキングタウンの構想を進めてきたところでもあります。その後、基本計画策定、事業用地の取得、またパーキングエリアタウン基金の設置という形を進めてきたところでありました。

今年度は、公募プロポーザルを経て、新しい道の駅の指定管理、民間の候補としてのジオ鳥海パートナーズグループを選定しましたし、また建築基本設計者として、株式会社羽田設計事務所を選定いたしました。聞くところによりますと、羽田設計事務所は、これまでに遊佐町で図書館を設計したのだ、町立図書館を、若い頃、そういえば設計しましたねというお話を伺ったところでもあります。現在両業者ともに契約締結の準備を進めており、年明けには具体的な作業に着手していく予定であります。例えばワークショップを開催するなどして、地域の皆様の声を本体整備にも反映させていきたいと考えているところでもあります。

また、パーキングエリアタウン事業地の整備に関しましては、周辺道路への水道管、下水道管の埋設、ストックヤードとして国交省や県の他の事業での発生土を受け入れる、いわゆる盛土材の確保などにも進めて、実施してきたところでもあります。令和9年度当初の新道の駅移転、開業に向けて、今後も取り組むべき課題はこれからまたどんどん多く発生すると思われませんが、官民一体となって準備を加速させておきたいところだと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 4番、本間知広議員の再質問を保留し、3時10分まで休憩いたします。
(午後2時55分)

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
(午後3時10分)

議長（高橋冠治君） 4番、本間知広議員の再質問を保留しておりましたので、再質問をよろしく願います。

本間知広議員。

4番（本間知広君） ただいま答弁いただきました。

答弁にございましたが、私も平成23年の夕日ラインシンポジウム、当時自分も参加をしておりました。高速道路が町を通るようになったらどうなるのかというような話が、あれ以降活発になったのかなというふうに感じているところです。

再度また取付け道路について聞きたいと思います。ちょっと話が飛びましたけれども、高速道路が通るときに秋田まで休憩するところがない、通過するだけの町にはならない、人口の流出を何とか避けなければならないなど、そういった議論があったように自分としては記憶をしております。そこにあって、パーキングエリアタウン構想ということでありますので、この言葉を使わせていただきますが、そういった構想が持ち上がりました。当時は、道路の工事が順調に来るのではということ、計画自体は平成28年度に作成をされました。道路工事の進捗があれから本当にはっきりしない状況が何年か続いて、構想自体の関心が薄くなったような感じがしてございまして、そういった時期も確かにあったと思います。令和元年度といいますか、2年の正月だと思っておりますけれども、突然のように秋田県境区間までの工事予定が発表されました。またそこからこの構想が、計画が息を吹き返したという感があります。とはいえ、当時作成していた計画と、特に時期的な部分で相当のずれが計画とありましたので、整備する上で時間的に余裕がない中で仕事をしなければならないというような状況だったと思います。なぜ時間がないかといえば、これは先ほども壇上で少し申し上げましたが、5年度に丸子まで通りますよということでありましたので、要するに先ほど申し上げたことがクリアできるように開通するまでの間にやらなければならないということで、道の駅の整備予定、遊佐鳥海インターチェンジまで開通、取付け道路もそれに伴って先に道路だけは整備をされるということでもありますので、そこは早急に、いわゆる利便性があるような環境づくりで何とか話をつくらなければならないということでもあります。当初国の計画では、先ほども申し上げましたとおり西側であります。当局の頑張り、先ほど町長も答弁でお話しなされましたけれども、東側に新道の駅整備スペースを取る形で、また一般道に出ないという、これがかなりのウエートを占めるわけですから、一般道に出ないうちに施設に出入りができるということ、当町の要望を受け入れ、使いやすい、先ほどの答弁でいえば利便性の高い道路として整備をされる予定であります。これ先ほど一般道までがいわゆる高速道路の立てつけで、交差点造れないよという話だったのですが、これすごいですね。途

中まで県道にしてしまったら交差点造れますねということで、そういう形で本当にほぼほぼクリアしたような形になっているわけなのですけれども、これで施設へのスムーズな出入りというのが可能になりましたが、この取付け道路の意味というのは本当に新道の駅整備する上で大きいと思っております。改めてになりますけれども、この辺についての町の所見をまず伺いたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまのご質問は、取付け道路についてのご質問というふうを受け止めてございます。まずもって繰り返しになるかもしれませんが、答弁させていただきます。取付け道路の形状としましてですけれども、高速道路から道の駅に立ち寄る場合でございますが、遊佐鳥海インターチェンジを下りるとということになるわけですが、道の駅の施設に入るとき、出るとき、どちらも一般道、国道345号の主動線、主な導線と交錯しないという形で整備されたことが大きいなというふうに思っております。今までもお話ありましたが、一般道に出ないで道の駅に立ち寄ることができるということでございます。一方で一般道から、こちらのほうからも直接道の駅に出入り可能な動線を確保をしていただいております。高速道路の取付け道路、ランプでございますけれども、こちらの整備に当たりましては国の事業となりますけれども、現在の形状とするためには、山形県の支援が不可欠であったと思っております。山形県が町の要望を受けていただいて、345号道路改良工事を実施してくださったのが決め手となっているのかなというふうな認識でおります。これは、国、県、町が一体となりまして、よりよい庄内の在り方を目指して議論を何度も粘り強くしてきた成果だというふうに捉えておるところでございます。今後できた道路をどう活用していくかということが町の責任であるというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、本間知広議員。

4番（本間知広君） 最高の形で造られる道路をどう生かしていくかという答弁でありました。本当にそういうふうにあります。

やっぱりしっかり生かした形でいい施設をとということになりますけれども、続きまして、運営事業者、設計管理者が決定したという答弁でございました。これについてもちょっとお聞きをしたいと思っておりますけれども、車の進入方法も含めて整備の環境が整ったところで、本体の今後について具体的に聞きたいと思っております。まず、建物についてちょっと伺いたいと思っておりますけれども、令和6年8月までに基本設計ができる予定だというお話だったように思っておりますけれども、まずどのような設計のやり方というのを想定しておられるのでしょうか。そこら辺ちょっとご説明お願いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今お尋ねありました設計の部分につきましてでございます。設計につきましては、これまで計画策定してまいりましたけれども、道の駅のコンセプト、こちらを踏まえまして、将来像を決定するために基本設計がやはり一番重要となるものというふうに捉えて、考えてございます。今回設計のプロポーザル実施させていただきましたけれども、設計事業者といたしましては、株式会社羽田設計事務所、本社を山形市に置く事務所でございます。先ほど町長答弁の中にもございましたけれども、近年の設計の実績を若干ご紹介

介いたしますと、道の駅のおおえ、こちらの再整備事業ですとか、あと真室川町の新庁舎、こちらの設計を手がけた事業所というふうに向ってございます。先ほどありました遊佐町立図書館というものも、30年ほど前になりますけれども、設計をいただいたと。信頼の置ける設計事務所だなということで、こちらでは思っているところでございます。今回の設計業務の特徴となりますけれども、今回設計事業者を決定いたしましたのが、その前に施設の管理運営事業者、こちらを候補者として選定をさせていただきまして、管理運営事業者と共に管理運営事業者の意向を設計に反映していくと、反映しながら計画をまとめるというところが今回の業務の特徴に当たるかなというふうに思っております。現時点で設計事業者、管理運営候補者、管理運営事業者が選定をされましたので、来週中には契約を締結いたしまして、顔合わせを兼ねた初回の打合せを行う予定というふうにしておるところでございます。設計事業者のほうからは、プロポーザル審査会の中での提案の中では、専門家ですとか運営事業者、そこに町民の皆さんを巻き込んだ形でのワークショップ、そういったものを開催したいという提案を受けておりますので、町としましても、ぜひそのような場を設けて、皆様からのご意見等もいただいて、設計に反映をさせていくことができるといいうふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 本間知広議員。

4 番（本間知広君） 特徴、管理運営事業者の意向も取り入れた形で設計をするということであります。その前段でもいろいろ建物の部分についてはいろんな話が出ている部分もありますので、当然そこら辺の話も入っていくのかなというふうには思うのですが、何はともあれ土壌が、環境が整ったわけでありますので、いい建物になるように鋭意取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。

次に、今話が出ました運営についてちょっと伺いたいのですが、スケジュールにもるる書いてあるのですけれども、本契約が済んで、今後具体的に運営事業者がどのような取組をしていくのかというところ、これやはり中身的に公表されていない部分結構ありますので、私も含めて町民の方々もちょっと分からないところが多いと思います。できる範囲で、現段階でちょっと説明できる場所あればお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

運営事業者の部分のご質問でございました。こちらの運営事業者につきましても、契約を設計のほうと同様に今月中の契約にこぎ着けたいということで今準備を進めてございます。管理運営団体といいましょるか、今回選定されましたのがジオ鳥海パートナーズというグループとなります。代表企業が庄交コーポレーション様、構成企業としましてクリーンサービス株式会社様、あと有限会社とがしスポーツ様、この3社の構成でのグループということになってございます。あとそれに加えて、このグループのほうからの提案の際に、町内外の10者を超える事業所から今回の事業協力、提携をしたいといったような関心表明書なるものの提出がございました。この関心表明書といいますのがジオ鳥海パートナーズ、こちらに対して出されたものでございますけれども、こういった事業所が関心を持って提携を考えておりますよと、そういった情報を町のほうでいただいたといったものでございます。こういったことからしましても、オール庄内での取組となるといったことを非常に期待をしているところでございます。ご質問の中にもあり

ましたとおり、選定に当たりましては、プロポーザル時の提案については非公表としておりますけれども、今後グループ等のやり取りの中でもありましたが、このグループの紹介ですとか、それも兼ねまして議会の皆様ですとか、町民に対しても内容を公表する機会を設けたいなというふうに思っております。どの時点でどのような形でということまでまだ固まっていはいないのですけれども、今後事業所さんと調整をしながら、そういった場をぜひ設けていきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、開業時期でございますけれども、令和9年度の初頭とこちらでは計画させていただいておりますが、それでいきますと開業まであと3年余りということになりました。3年となると長いようではありますけれども、実際は準備をしていくとかなり短く感じるのかなというふうなことが想定されます。その3年余りの中で、テナントの募集ですとか開業準備が進められていくということになります。そういった準備については、管理運営事業者が主導していくということで、こちらでは想定をさせていただいております。今テナント等のお話もさせていただきましたけれども、テナント等の出店募集に関しましては、決定権は町ではなく、あくまでも管理運営事業者側ということでの事業を進めておりますので、町としましては、間接的にテナント出店を希望される方、こういった形になるかはあれですけれども、そういった場の設定とか、そういった形での関与することでお手伝いをできればというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 本間知広議員。

4番（本間知広君） 道の駅に出店するに当たり、決定権というのは運営事業者にあるという答弁でありました。やはり地元の商売なさっている方で、この道の駅で事業をと関心を持っていらっしゃる方おります。開業がそろそろ始まる、建物の工事も始まるという話も聞いている中で、要するに仕事、店やりたいのだけれども、では自分たちはどうしたらいいのという話がちょこちょこ来るのですけれども、そういったことについては、今の答弁でいくと今のままもうちょっと待ってもらわないと町としても何とも言えないよという認識になってしまうので、そこら辺の所見あればちょっと伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

すみません。1点、ちょっと訂正を加えさせていただきたいと思います。先ほどテナント等の出店募集のお話をさせていただきましたけれども、決定権についてのお話になります。あくまでも管理運営事業者側にありますといったお話をさせていただきましたが、申し訳ございません。当然のことになるかと思いますが、最終的には町との協議、そういったものを経た上での決定という流れになろうかと思っておりますので、1点ここを訂正させていただければと思います。申し訳ございません。

あと、今の時点では、こういった形でこういった形のテナントを募集するとか、そういったお話までまだたどり着いておりませんので、事業者側からの提案をまずいただいた上で、それを基にして話をさせてさせていただいて、それではこういった形でやりましょう、こういった部分テナント欲しいですねとか、そういったやり取りがまず出てくるかと思っておりますので、その結果いかにによって皆様にお諮りをする、公表していくといったことになろうかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 本間知広議員。

4 番（本間知広君） 了解しました。

それで、出店をする人たちって何人かいらっしやっただとして、先日管外視察で楯岡高校の廃校利用ということで視察に行った折に、そこに入る人たちで、自分たちはこういうふうにするからねと、こういうふうにするのだというような具体的なワークショップ的なものを実施をしたという話でございました。要は現場に行って、自分たちがこういうふうに使いたいのだということを了解の中で施設の利活用をしているということで、やり方としては理にかなっているかなと。自分たちはこういうふうにするのだという話をしながら、具体的にイメージができていく流れになりますので、いいなというふうにして聞いてきたわけなのですが、先ほどの設計の部分でも、ワークショップの話がございました。これちょっと答弁要らないのですが、多分自分が今言ったようなワークショップとは別の意味でのワークショップなのかなというふうに認識しておりますので、ぜひ、まだまだ、今の答弁いただいて、出店者に関してはもう少し時間がかかるのだということでもありますので、そういったやり方もあるのだということ、もし出店者の絡みでお話しする機会があれば、そういったことも検討していただければなというふうに思います。よろしくお願いたします。

次に、ちょっと予算のところに行きたいと思います。本体の予算の前に、ちょっとだけ気になるので、質問したいと思うのですが、9月と、まだ審議前なのですが、今の12月に1,000万円ずつ予算が補正がついているのですが、これだけ見ると予算が膨らんでいるのではないかと、正直申し上げてそういうふうにと取ってしまうところもあるのですが、そういうことではないのだろうと思いつつ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

予算について、今年度の補正予算に関してのご質問でございました。今年度の補正の部分でございますけれども、9月の補正予算でストックヤードの盛土工事費といたしまして、1,000万円追加で補正をさせていただきました。ただいまお話ありましたとおり、12月、今定例会の中で12月補正で追加で1,000万円、合計2,000万円の補正をお願いをしたいということで思っているところでございます。このストックヤード、盛土工事でございますけれども、ストックヤード、盛土については、令和4年度、昨年度から進めている事業でございます。単年度事業ではございませんで、令和7年度までの一連の事業になるといったことを前提としてご了解いただきたいと思いますと思うのですが、今年度実施量を増やせば、来年度の実施量が減るということで考えてございますので、前倒しといいましょうか、タイミングを見て予算補正をさせていただいて、実証していきたいというものになるのですが、9月補正の段階の話にちょっと戻りますと、9月補正の部分に関しては、国交省酒田河川国道事務所、こちらの最上川掘削土、こちらの受入れのお話をいただいたということがございまして、それに対応するため、受入れするための補正ということで、1,000万円計上させていただきました。今回12月補正の部分での1,000万円につきましては、新庄河川事務所の立谷沢川の掘削土、こちらと加えて、日沿道の掘削土の受入れを行うということ、そういったお話がございましたので、それを受入れを行うための補正計上ということでございます。ほかで行っている工事の発生土、残土、そういったものを受け入れることで、当然のことながら購入土、土を買うよりも安価に今調達

できるということでございますので、このタイミングを逃したくないという思いでの補正予算をお願いしているものとなります。

一つ参考までとなりますけれども、ほかの工事で発生した土、こちらで盛土を実施した場合であります。昨年度土を購入させていただいて、実施したものがございましたけれども、こちらのときの購入土での盛土に比べまして、1立米当たりの単価当たりで、1立米当たり3,000円から4,000円は変わってくると、工事での出てきた土を受け入れることで安く事業が実施できるということになります。今回約1万5,000立米の土量を受入れという、そういう想定でございますので、単純計算でいきますと5,000万円程度は事業費を抑えることができるというふうにこちらでは踏んでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 本間知広議員。

4 番（本間知広君） 膨らんでいるどころか、安く上げる予算だったということで、大変失礼いたしました。先ほどの町長の答弁にもあったストックヤード云々の意味が分かりましたので、前倒しでやるということでありました。その分来年度の事業予算が削減されるということで了解いたしました。

脱線ちょっとしましたけれども、本題についてです。さきの一般質問でも、国との一体型の整備が望ましいとのお話があったと思います。国との一体型、これは取りも直さず施設の一部を国から負担をしてもらってということだと思っておりますけれども、一体型というものの具体的な意味というところをちょっと確認をしたいと思いますが、いわゆる自分が思っている部分でいくと、道路ですとか、よくありますよね、天気ですとか、そういった情報が取れるようなスペースであったり、いわゆる24時間使えるトイレであったり、あとそれに付随して駐車場の一部を国で負担すると、整備してもらおうというような認識でいるのですけれども、そのほかに何かあればなのですが、そういった認識でよろしかったでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまの議員おっしゃいました一体型整備の認識につきましては、おおむね議員の認識どおりであるというふうに思っております。トイレ、駐車場などの道路休憩施設機能として必要な部分は道路管理者が行うものと、そこに付随して直売所などの地域振興機能を整備するのが自治体側となります。それらを一体的に管理するのが一体型整備の考え方ということでございます。一体型整備となりますと、道路休憩機能は国、国交省のほうで負担して整備していただくこととなりますので、町の負担は幾らかは減るというふうに思っております。これまでも町議会の皆様からも働きかけをしていただくなど、一体型整備に向けて前向きに協議できているとこちらでは認識しているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 本間知広議員。

4 番（本間知広君） そこです。いかに町の持ち出しを減らすかというところで、やはり国からも応援していただかないとねという話であります。一体型ということで話のほうは進んでいるというふうに認識をしておりますけれども、現在全体の概算の予算額ですか、30億円という数字が出ていますけれども、一体型が進めば、先ほどの話ですけれども、予算は削られる格好になります。基金のほうも今現在6億円ほどですか、積んでいます。それでも、やっぱり足りない計算になります。今の段階ですけれども、足

りない分、どのように賄っていかうかというふうにお考えなのか、所見を伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

予算についてのお話ということになりますけれども、現時点での話となりますと、当然補助事業、そういったものを有効に活用するといったところは必須かなというふうに思っておりますけれども、現段階で想定しているものとしたしましては、内閣府の地方創生拠点整備交付金でございます。2分の1の補助、上限が5億円といったものがございますけれども、こちらに関しましても、全国で道の駅の整備が数多く進んでおりますので、かなり狭き門といいましょうか、獲得には難しいということはあるけれども、まずは想定できるのがこの拠点整備交付金かなと思っております。そのほか農水省、環境省などの補助メニュー、そういったものもあるようではございますので、活用可能かというところを調査検討中ということでございます。

あと、一体型の整備の部分でありますけれども、一体型整備につきましては、道路の交通量などを基にして算定して、国と協定締結をもって決定するものと、そういう流れでございますので、まだ確定ではありませんけれども、こちらの見込みとしたしましては、おおむね3から4億円程度、そういった部分、そのぐらいの金額が見込まれるのではないかとこのように思っております。

あと、そのほか交付税措置のある過疎債、そういったものを活用をしていきたいということで、今のところ想定をしているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 本間知広議員。

4 番（本間知広君） 過疎債については、利益云々みたいな縛りも当然ありますので、難しいところも出てくるかなというふうに思いますし、昨今資材の高騰等で、国会では防衛費間に合うのかとか、万博がどうなるのだとか、そういった当然話にもなっていたり、世の中的にはあります。当然30億円という数字が出た時期と今とは時期的にも違いますので、このとおりいくかどうかというのもまだ分からないですし、当然これから予算については設計等が出てくるということでもありますので、あまりぶれないようなところで落としていただきたいし、進めていただきたいというふうに思います。

あと、ちょっと最後、町長にお聞きをしたいのですが、何とかかんとかパーキングエリア、新道の駅ができましたと。町長常々挨拶で、それでは終わらないのだと、物を売る場所だけではないのだと、タウンなのだ、町をつくるのだというような、そういう話をされています。私も拝聴しましたし、何度か同じ話を何度もされております。事業計画、もちろんそういったものにも載っておりませんし、今後どうかというところもあるのですが、パーキング、新道の駅に思っているところ、最終的なもの、そういったものがあれば、町長からお伺いをして、私の質問は終わりたいと思います。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から答弁をさせていただきます。

まず、建物の新たな建設という形を想定していましたが、いわゆる設計事務所さんのプロポーザルに当たっては、トータルでどのぐらいの予算の建物という形の縛りはもう既に出しております。庁舎と同じぐらい、16億円ぐらいの建設費を見込む、建物に関してはという形ですし、実はやっぱり今道の駅がまさに

第3ステージと言われております。国交省の位置づけでいけば、第3ステージということは、いわゆる地方創生の新たな拠点を造ってもいいのだよということではなければ、無料のインターチェンジ活用しても、遊佐町のような地方のちっちゃい町にとってはなかなか大変でしょうなんていう話も聞こえてきます。私は、ふらっという道の駅造って、あの周辺かなりのやっぱり住宅が整いました。そんな形でいくと、無料のインターチェンジを、そして一体型のインターチェンジ、特にあそこはエネルギーステーションも実は準備をしているという形であります。当然それは町内の事業者に参加してもらいたいなど、高速道路からも使える、一般道の人も、一般の人も使えるという形でいくと、やっぱり町としての新たな拠点をもう一つつくるのだという意味でのタウンという形、パーキングエリアタウンというのは、英語ではないのです。PA、SAだけれども、タウンにしなければ、やっぱり町としての展望が開けないな、そんな意味でいくとまさに今の遊佐鳥海インターに隣接するスーパー道の駅、町としての新たな拠点として大いに遊佐に来たい人、住みたい人をやっぱり呼び寄せる、そして実は月光川の西側のエリアは松涛荘のところまで、菅中のところから、ずっとあれ吹浦の実は都市計画区域の無印のエリアになっています。それらをやっぱりもう少し人が住んでおられる地域として活用していくということも考えていかないと、住宅政策のない行政やってしまったら、それはイベントで終わってしまうという形になりますので、あそこで鳥海を眺めながら、いい環境で無料の高速を使いながら、どんどん通える、そしてそこにはすばらしい景観とスーパー道の駅がある、それを目指して進めてまいりたいと思っています。不動産業界の人からは、町長、風呂敷そんなに大きく広げていいのかというお話もいただいておりますが、どうやったらそれを最大限に活用するかということを考えたときに、ただ目先の損得ではなく、町のやっぱり将来の拠点をもう一つ造るのだというぐらいの気持ちで向かっていきたいなど、このように思っています。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて4番、本間知広議員の一般質問を終わります。

5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） それでは、私のほうから、第569回初日の一般質問、最後になります。2つの質問がありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

初めに、教育課への質問といたしまして、社会教育施設、体育施設のトイレと環境整備について伺いたいと思っております。町内の教育施設には、小学校や中学校の校舎などがあり、また体育施設には町民体育館やサン・スポーツランド、町民スポーツ広場やトレーニングセンターがあります。その中で、小学校の一部のトイレ、またサン・スポーツランド、町民スポーツ広場管理棟などのトイレは、まだくみ取り式や和式の便座であり、洋式の便座に慣れている現代の子供たちをはじめ、利用する人にとっては、使い方が分からないとか、利用しにくい状況ではないのでしょうか。公共の施設ゆえに万人が利用しやすい環境に整備する必要があると思われませんが、またその中で同じ体育施設の比子地内の町民スポーツ広場西側は、ついこの間まで日沿道の工事関係者の事務所への貸出しをしていましたが、現在は工事が終わり、事務所も撤去されておりました。この西側のスポーツ広場につきまして、町のホームページから少し詳細をと調べようと思いましたが、なかなか出てこなくて、スポーツ広場の写真の住所をクリックすると、また初めのホームページのほうに全部戻ってしまうという動作がありました。それで、使用期間及び使用時間のところをクリックしましたら、別表第1という表がありましたので、そこを見ますと、スポーツ広場欄には

西側、東側と表記がありまして、西側も貸出し可能な場所として捉えるようなことができました。現状西側は、草が生え、荒れ果てていて、運動などできる状況ではなくて、トイレや管理棟も当時のままで整備されておらず、利用できない状況にありました。日沿道が開通しますと、ちょうど真横を、上のほうを通ることになりますので、やはりよく見える場所で、景観などにもよく映らないような状況になってくるのではないのでしょうかと思いました。教育施設や体育施設の洋式トイレへの整備計画や西側広場のホームページ上の対応と、今後の環境を含めた整備計画について伺います。

続きまして、健康福祉課への質問といたしまして、ゆぎ健康マイレージポイント交換を身近でということとでございます。ゆぎ健康マイレージポイントは、町民一人一人が自主的に健康づくりに取り組むきっかけになるよう平成28年度から実施している事業で、二十歳以上の町民であれば誰でも参加できますとリーフレットで見ることができます。健康マイレージは全国的に展開されている事業ですが、当町では健康増進を促すためにポイントがつきやすいように事業を増やし、参加を促しております。主な事業としては、わかば健診や禁煙に成功する、健診を受ける、ツデーマーチへの参加、いきいき百歳体操への参加、運動サークル活動、またはまちづくりセンターの祭りへの参加など、無理なく普通に組み入れる事業であることは間違いありません。その中で、参加することによりポイントがたまり、各事業でポイントの数が異なりますが、年度内に20ポイントたまると町指定の1,000円の商品券と交換ができます。私もいろいろな形でポイントを集めてみましたが、なかなか年度内に20ポイントは難しく、1つの目標を持って健康づくりができるのも楽しみであるのではないかなと思ったところであります。

ポイントの交換の仕方は、ポイントカードの使い方説明を見てもみますと、カードを健康福祉課健康支援係、こちらは防災センター1階にご提示くださいとあります。日頃運転できる方や家族の人と出かける機会が多い方はそれも可能でしょうが、昨今独り暮らしの高齢者の方や、中には免許を返納した方も多くいる現状の中で、ポイントがたまるとそのためにタクシーやデマンドタクシーを使い、ポイント交換に出向いている方もいらっしゃると思います。デマンドタクシーを使うと、行き帰りバスの料金で往復1,000円がかかります。そこで、提案であります。全員とまではいなくても、移動の困難な方だけでも、例えば百歳体操の会場や保健師さんが出向く健康相談の場所でのポイント交換ができないものでしょうか。高齢者が住みやすい町づくりを目指すためにご所見を伺い、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 12月定例会、5番目の質問者であります5番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

第1問目については、トイレと環境整備という形でありました。町民スポーツ広場は昭和54年、サン・スポーツランド遊佐は昭和63年に整備され、長年にわたり野球、ソフトボール、テニス等を行う施設として利用されてきました。現在、町民スポーツ広場、サン・スポーツランド遊佐の管理棟、野球場、テニスコートの隣のトイレについては、和式や簡易洋式トイレとなっておりますが、近年の小中学校や公共施設のトイレの洋式化、利用者の利便性、施設の利用状況や費用対効果を考慮しながら、水洗の洋式トイレ化に向けて改修の検討をしていくことにしております。スポーツ広場西コートは、サン・スポーツランド遊佐が整備されたこともあり、現在は基本的に野球で利用する場合はサン・スポーツランド遊佐、ソフトボ

ールで利用する場合は町民スポーツ広場東側の野球場、使用目的により一定の場所を指定させていただいて、利用管理を行っております。こうした中、サン・スポーツランドと野球場の利用で十分対応できるということもあり、現在は町民広場西コートの利用はない状況となっております。そのため、現在は年1回の草刈り等の必要最小限の管理のみを行っております。スポーツで利用することは難しい状況です。一方、これまでにおいて、高速道路関連の工事等の土砂の仮置きや現場事務所の設置など、行政財産としての目的外使用として貸出しを行ってきました。町民スポーツ広場西コートは、遊佐町民体育館の設置及び管理に関する条例に規定されております。議員ご指摘のように、条例で規定されているため、使用できるように思われますが、現在の状況では使用するのは難しいため、貸出しは行っておりません。また、今後の整備計画については、現在の利用状況も踏まえた上で、将来に向けての計画的な事業運営において検討していく必要があると考えております。今後の整備計画を決定するまでは、これまで同様に遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例に規定し、町のホームページの施設案内の中で、町民スポーツ広場東側コートのみ使用できる旨を記載していきたいと考えております。

次に、遊佐町では、町民自らが健康に関する意識を高め、主体的な健康づくりに取り組み、健康寿命の延命及び健康の保持増進を図ることを目的に、平成28年度よりゆざ健康マイレージ事業を実施いたしております。年1回の健診や健康づくりに関する事業等に参加し、それぞれのポイントのため、年度内20ポイントで1,000円の商品券と交換、さらには景品抽せんへの応募ができるものです。町民からは、楽しみながら参加できると事業への評価は高く、マイレージ事業の継続を望む声も多くあります。しかし、一昨年からの新型コロナウイルス感染症により各種事業が縮小、そして参加者が減少しましたが、令和4年度は20ポイント達成者が543人と、しばらくコロナ以前に戻りつつある現状であります。ポイントカードと景品等の交換については、これまで金券の取扱いや事業の効率化による防災センターでの対応としていましたが、そのため移動困難な方々について、通いの場の代表者がまとめて交換に来てくださるところもありますが、一方で防災センターから遠い地域について、不便さを感じている方がいらっしゃるという認識もいたしているところであります。ポイント交換場所につきましては、より身近な場所で手続きできるように住民の利便性を高めていきたいと考えており、希望に応じて地区単位での出張ポイント交換会や出前講座で実施できるよう調整を進めてまいります。今後もゆざ健康マイレージ事業を通して、町民の健康づくりや地域事業へのつながるような工夫をしてまいります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5番（那須正幸君） ただいま町長より答弁をいただきまして、スポーツ施設に関しましては、とても分かりやすいご説明をいただきました。また、健康マイレージポイントにつきましても、前向きなご答弁をいただいたことを大変感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その中で、教育課への質問ということで、トイレということでもありますけれども、されどトイレでありまして、道の駅の先ほど話も出ましたが、道の駅でもトイレの設備のいいところというのはかなり有名でありまして、現代は一般家庭の中でも、憩いの場がトイレになるようなところがありますので、されどトイレ、たかがトイレといいますが、やはりトイレであります。そんな中で、今町長のほうからお話がありました。また冒頭に教育長のほうから、先ほど教育行政報告の中でも、小学校低学年のトイレが9月

にできたというお話がありました。その中で、小学校のトイレの全て完了したのかどうか、またその他の町民体育館、スポーツトレーニングセンター等のトイレで和式の場所大体どのくらいあるのか、またもしくは簡易水洗になっていて、下水等につながっていない、本当に水洗になっていないようなトイレはどのくらいあるのか、確認のためお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

トイレのそれぞれの水洗化になっていない箇所数とか、和式、洋式の箇所数ということでのご質問でございました。それで、いろいろ考えて、ちょっと難しかったのは、1つのトイレでも洋式と和式が混在していたり、あと1つの施設でも洋式と和式が混在していたり、そういったこともあったものですから、箇所数というよりも、まず施設数で計算させていただいたものをちょっと紹介させていただきます。まず初めに、学校施設においてなのですけれども、遊佐中学校においては、平成30年度から令和2年度までの3年間の工事で全てのトイレの洋式化が完了しております。あと、遊佐小学校については、令和4年度から令和6年度まで、昨年度、今年度、来年度ということなのですけれども、この3年間の計画で洋式化を実施を図っております。令和4年度に高学年棟のトイレの洋式化が完了しております。今年度は既にビオトープ西側の校舎のトイレの洋式化が完了しております。このビオトープ西側というのは、前という低学年棟の校舎ということになりまして、工事の名前も低学年棟ということになっているのですけれども、今その校舎、低学年も高学年もちょっと混在したような形になっているものですから、ビオトープ西側の校舎のトイレと言わせていただきます。そこも完了しております。それで、来年度はビオトープ東側、これが前という中学年棟の校舎になるわけなのですけれども、そのビオトープ東側のトイレの洋式化について、来年度予定されておりますが、まず学校施設において、完全にトイレの洋式化がされていない箇所としては小学校1校だけということで、1施設ということになります。

次に、社会教育施設においてなのですけれども、生涯学習センターについては、これについては完全なトイレの洋式化ではなく、一部和式のトイレが残っている状況です。また、町立図書館については、こちらは完全な洋式化のトイレとなっております。よって、社会教育施設としては、完全にトイレの洋式化がされていない施設としては、生涯学習センターの1施設ということになります。

次に、社会体育施設においてなのですけれども、これについては町民体育館と、あとパノラマパークのトイレについては、完全なトイレの洋式化となっておりますが、ほかのトレーニングセンター、あとサン・スポーツランド遊佐の中の管理棟、あとテニスコート脇のトイレ、あと野球場のトイレ、あと町民スポーツ広場の、これは7号線のところなのですけれども、町民スポーツ広場のトイレ、あと旧小学校、吹浦、高瀬、藤崎、蕨岡、4つあるわけなのですけれども、あそこの体育館も社会体育施設となっております。旧小学校の体育館と、あと菅里体育館についても、一部簡易洋式もありますけれども、ほとんどが和式となっております。よって、社会体育施設としては、完全なトイレの洋式化にされていない施設としては、トレーニングセンター、サン・スポーツランド遊佐、町民スポーツ広場、あと4つの旧小学校の体育館、あと菅里体育館ということで、8施設となります。

教育委員会関係で文化施設もありますので、ちなみに申し上げますと、文化施設については、旧青山本邸、あと語りべの館、杉沢比山伝承館については、完全なトイレの洋式化となっております。ただ、歴史

民俗学習館については、完全な洋式化ではなく、簡易洋式のトイレとなっております。よって、文化施設としては、完全にトイレの洋式化がされていない施設の数としては、歴史民俗学習館、1施設ということになります。ということで、教育委員会関係の施設で完全にトイレの洋式化になっていない施設は、18施設のうち11施設ということになりまして、ほぼ約6割ほどの施設が完全に洋式化になっていない施設とご理解いただきたいと思います。

次に、トイレが完全な洋式化になっていない箇所数について申し上げますと、男女のトイレを一對といえますか、2つあるわけなのですけれども、それを1か所として考えて、あと簡易洋式のトイレも完全な洋式化にされていないものと理解して、あと和式のトイレが1つ以上あるというようなことで、その上で完全な洋式化されていないトイレの箇所数を計算してみますと、学校施設が遊佐小学校の4か所、あと社会教育施設が生涯学習センターの2か所、社会体育施設がトレーニングセンターの1か所、あとサン・スポーツランド遊佐の3か所、あとスポーツ広場の3か所、あと旧小学校体育館の4か所、あと菅里体育館の1か所、あと文化施設が歴史民俗学習館の1か所ということで、合計19か所が完全な洋式化にされていないトイレというふうにこちらのほうでは見ております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） ただいま課長より説明をいただきました。思ったよりたくさんあるなというふうな思いがありまして、また思ったよりお金がかかるなというふうな、ちょっと今お話を聞いて思ったところでありました。なので、和式トイレが悪いとか、そういうわけではなくて、現代はもう家を新築すれば、ほとんど洋式のトイレが主流でありまして、ハウスメーカーさんも洋式のトイレの利便性のよさも利用しているところもありますし、利用する子供たちもやはり洋式に慣れているというか、前に旧町民体育館のトイレのときに、私も子供たちがバスケットをやっておりまして、そのバスケットの中でまだ洋式になっていない和式のときに、たまたまトイレに入ったことがありまして、その際に便座のほうのトイレが開いていまして、子供が用を足すときに立ったままこういうふうに見ていたのを見たことがあって、「えっ、どうしたな」って言ったら、「どうやってすっか分かんね」というふうなお話を伺ったことがありました。そういったこともありまして、うちで使っているトイレも洋式であれば、なかなか和式の使い方を教えるということも大切なんでしょうけれども、私たちの昭和の時代からはそういう使い方をしてきましたが、やはり現代の子供たちにとって、また新しい施設の中ではそういった環境が必要なのかなと思ひまして、今回質問をさせていただいたところでもあります。今その使い方が分からないというお話をさせていただきましたが、サン・スポーツランドにちょっと調査をさせていただきまして、現状を見に行かさせていただいたときに、管理人さんのお話の中では、中学校の子供たちはトイレ使わないのだと。どうしてですかというふうに聞いたら、わざわざ中学校に戻ってしに行くのだというお話がありました。そういったところを課長等お話は聞いたことあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひました。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今中学校の生徒さんがサンスポのトイレを使わないで、中学校のトイレのほうに行っていると。中学校のトイレについては、先ほども申し上げましたように、完全に洋式化が終わっております。それで、テニ

スを部活にしている生徒の皆さんは、テニスコートの脇にトイレがあるのですけれども、そこはやっぱり和式なものですから、そこを使わないで、中学校のトイレに行っているということは、前聞いたことがあります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） 知っていらっしゃったということでありましたので、その辺は情報が早く行っているのかなと思いましたが、安心しております。ありがとうございます。

そういったことも踏まえまして、やはりよく使われる施設のトイレに関しましては、なるべく早く予算等、計画等もあるのかと思いますが、整備のほうをお願いしたいなと思ったところであります。

先ほどスポーツ広場、こちらはソフトボールで東側は私もよく高瀬の皆さんとソフトボール大会を行ったり、利用させていただいておりますが、管理棟と外トイレがあるのです。外トイレっていいますと、どちらかというところ7号線に近いトイレでありまして、そこは簡易水洗になっているのかなというふうな形で利用させていただいています。ただ、管理棟の中にトイレが1つありますが、先日調査に伺って確認をしたところ、使用禁止とドアに貼り紙がありました。何で使用禁止なのかなというふうに思いましたが、中を見てみますと、くみ取りなのです。まだ便座がくみ取りで、蓋もなく、例えば夏場の利用でそこを使ってしまうと、臭いや、例えば衛生面で虫が発生したりとか、そういったことがあるので使用禁止となっているのかなというふうな思いがありましたので、ここをちょっと何でくみ取りのままのトイレで今まで来ていたのかお聞きしたいなと思ったところでありますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

なぜくみ取りのままだったのかという、裏を返せば、何で水洗化しなかったのかというような話なのだと思いますけれども、スポーツ広場の東側の外トイレは簡易洋式ということで、平成23年度に工事しております。それで、水洗化にするには下水道の本管が国道の西側にあるため、国道の西側の本管につなげる必要があるため、国道を横断して配管工事をしなければならないと。工事費の関係もあるのだと思いますけれども、そういったこともあって簡易洋式トイレにしているし、あと管理棟のところも今ちょっと使えない状況なのですけれども、水洗化にされていない、くみ取り式のままであるというふうな状況になっているのだと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） 今国道を、本管を横断しなければならないという工事が発生する事情は分かりましたが、下水でなくても、例えば浄化槽を埋め込んで工事すれば、そこは多分水洗でも使えるのではないかなというふうな感じがありましたので、今後やはり建物もそのまま利用するわけでありまして、浄化槽を埋めるような形の工事は可能なかどうか、その辺を伺いたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今浄化槽ということでございましたけれども、今般の公共施設のトイレの洋式化、あと利用者の利便性、

あと利用状況、あとその費用対効果なんかも考慮して、今後合併浄化槽等による水洗化も含め、検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） 今課長のほうから費用対効果もということでありましたので、整備はできればしていただきたいなとは思いますが、利用頻度を見てみますと、そんなに悪くないのです。元年からの資料をいただいておりますが、元年が1,000人くらい、令和2年度が586名、3年度が904名、4年度が1,000名、今年度はまだ425名という形の利用頻度があります。スポーツ広場を利用するだけでなく、やはり応援に来る方々もいらっしゃいます。例えば旦那さんがソフトなどで出れば、子供たちや奥さんなども一緒に来られます。男性だけでなく、女性やお子様の参加もあるということも踏まえて、設備があって、故障して使用できないのであれば、それはそれでいいのかなと思いますが、設備があって、使用禁止という貼り紙があると、なかなかと思いますので、計画のほうがあれば、ぜひそちらのほうに上げていただいて、1つのトイレではありますが、やはり整備していただければ利用があるのかなと思いますので、ぜひ環境整備のほうをお願いしたいなと思っております。よろしく願いしたいと思っております。

西側の整備について伺いたいと思っております。先ほど町長答弁もありまして、本当に西側は、私たち若い頃はよくあそこでサッカーをやったり、いろいろな、ソフトボールを両面使って、東側、西側使ってやったという思いもありましたので、場所的にはそんなに悪い場所ではないのかなと思います。今までは高速道路関係者の、工事関係者の方々の利用もありましたので、今撤去されておまして、その道路と建屋があったところは砂利が敷かれておりましたが、先ほど申しましたとおり、やはり高速道路から一番遊佐町の入り口で見えやすいところではないかなと、私はあの比子地区は思っておりました。令和2年に後ろの斎藤委員も2回ほど整備に関して一般質問をしておりましたので、そのときに、町長答弁でも、計画性を持ってというお話をいただいておりますので、なかなか利用も考えれば、そんなに急激に整備を必要とする場所ではないかなというふうな考えもありますが、あの建屋、トイレとブロックで覆われたバックヤードの建屋がありますが、あそこは壁にトイレと大きく書かれておまして、7号線を走ってくるとやはりトイレというのが結構目立つのです。それで、看板を見ると町民スポーツ広場というふうになっていますので、やはりそういったところの整備も踏まえて、今後どのような形で計画があるのか、もしあればお聞きしたいなと思っておりました。よろしく願いいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

スポーツ広場西側の建屋ということと、あとその整備ということについてでございましたけれども、先ほど町長答弁にもございましたけれども、今後のスポーツ広場の西側の整備について、将来に向けて計画的な事業運営において検討していく必要があると考えております。あと、建屋についても、西側の整備に合わせて検討していく必要があると考えております。今学校施設等については、長寿命化計画といいまして、それをつくっているのですけれども、社会体育施設については、長寿命化計画、あと個別施設計画とかというのですけれども、それについてはまだつくっていません。そういった計画、今後総務課とも相談し合いながらつくっていく必要があるのだと思いますけれども、それも含めて個々の社会体育施設の整

備も含めて検討していきたいと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） 含めて検討していただくということでありましたが、確認させていただきますと、スポーツ施設の、遊佐町スポーツ推進計画の後期計画が今年度の3月に新しく出ておりました。令和5年3月になっておりました。その中の第4章の6の①、その中で、本町の体育施設の多くは相当の年月が経過しており、設備の改修整備が必要となっています。また、小学校統合後の空き校舎の体育館、グラウンドは社会体育施設として管理していきます云々とありまして、その下に遊佐町公共施設等総合管理計画に基づきながら、計画的に改修、修繕しながら有効活用を図ります。また、施設によっては安全面、利用状況、災害時の避難箇所の位置づけ等を考慮しながら、解体や建築も検討していきますというふうに載っておりました。西側の地区を見てみますと、比子地区の避難場所指定されておりました。先ほど町長から年1回草刈りはしているというお話がありましたけれども、やはりかなり伸びると結構な、腰高さぐらいまでの草が生えるようなことになっておりました。今の時期から冬期間にかけては、そんなに伸びることはないのでしょうけれども、やはり梅雨場、夏場にかけては、かなりの草が伸びることが想定されますので、災害はなけければいけないことではないのですけれども、もしあった場合には避難場所になっておりますので、そういったことも配慮に入れまして、整備のほうをちょっとお願いしたいなと思いますので、その辺いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

災害時の避難箇所にもなっているということで、こちらのほうでは社会教育系のほうでシルバー人材センターのほうに委託しまして、お願いしまして、年1回、草刈りだけはさせていただいております。今後についても、ちょっと回数が少ないかもしれませんが、草刈り等は行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） いろいろな場所のトイレやスポーツ施設につきましてのお話をさせていただきましたが、利用しやすい整備が必要ではないかなと私は思っておりましたので、それによってはやはり計画等必要ではあるかと思っておりますので、優先順位も踏まえながらご検討いただいて、なるべく早めに、たくさん皆さんが使うところは早めに整備をしていただければありがたいなと思っておりましたので、よろしく願いをいたしまして、教育課への質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、健康福祉課へ少しお話を伺いたいと思います。先ほど町長からは、いろいろな場面で、地区単位で交換できるよう、また出前講座なども踏まえてというお話がありました。本当にありがたいなと思います。今日もテレビを見ておりましたら、住み続けたい町の3番目で遊佐町がテレビに映っておりました。若い方から高齢者まで、やはり住んでよかったなと思えるような町づくりをさらに目指していきたいなと私も思っております。その中でポイント交換、令和4年度は543人申請があったということでありましたが、ちょうど今の時期が年度内での一番ポイントがたまる頃かなと思っております。今までの実績、

4年度は543名ということでしたが、コロナ前はどのくらいまずあったのかお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

今手元にあるのが令和2年と3年度のポイント交換の状況でございます。ポイントの発行枚数については、3年度、1,109名で、20ポイント達成した人が415人という形になってございます。令和2年度につきましては、ポイントカードを配布した方、1,462名おったところでございますが、20ポイント達成した方が459人という形で、4年度の実績よりも下回っているという状況になってございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5番（那須正幸君） それでは、先ほど町長がお話しした543名というのは、ポイントを発行した方、カードを発行した方でよろしかったのでしょうか。すみません。もう一度お願いします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えします。

4年度のポイントカードを配布した方は945人おりまして、20ポイント達成した方が543人という形になってございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5番（那須正幸君） ありがとうございます。

今伺いまして、やはりかなり多くの方が20ポイントを達成しているなと私は思いました。多分皆さんも挑戦していただくと分かるのですけれども、なかなか、なかなかたまらないのです。20ポイントを百歳体操でためるとなると、やはり1週間4回、半年間通わないと20ポイントたまらない計算になるのです。若い方は、なかなか百歳体操に参加している方々は少ないのですけれども、高齢者の方々の中には、そこに来てお話ができるのが楽しみだとか、ポイントをためるのが楽しみだとか、そういうふうにおっしゃっていただける方がやはりいらっしゃいます。今回は、その中で、ポイント交換して1,000円の商品券もらうのはいいけども、タクシーデマンドで1,000円かかんなやというお話をたまたまちょっと伺いまして、その内容を伺ったところ、やはり先ほど町長からの説明でありましたが、ふだんであれば代表者の方がカードをまとめて申請に行っていただけというお話もありました。その中で、マイレージポイントのリフレットを見ますと、使い方の中に、他人に譲渡、貸与はできませんという項目がありまして、紛失、破損した場合はポイントは無効となりますというふうな言葉も載っておりましたので、なかなか預かって、代わりに持っていく人方もなかなか行く時間もありますし、やはりそういったところで、もし何かあったときになかなか責任持たれないような状況にあるのではないかなというふうに、ちょっと資料を見させていただいて思ったところでありましたので、何とか地元で、通えない方だけでも結構なので、お願いできないでしょうかというところでお話をさせていただいたところでありました。先ほど町長のほうからも、いろいろな形で検討していきますというお話を、前向きなお話をいただきましたので、どんな形があるのか、もう一度課長のほうからお話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 先ほど町長答弁のほうにございましたとおり、希望に応じて地区での出張ポイント交換という形と、あと出前講座でございますね、健康教室申込みいただければ、保健師のほうが希望のテーマで講座を開催しますので、そういったところで交換できるようにという形で考えているところでございます。特に冬期間、ポイント集中してたまるようでございますので、これから所管の担当で検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） 今お話をいただきまして、安心したところであります。冬期間ということではありますが、毎回毎回ではないと思っておりますので、やはりポイントがたまる時期というのは必ず分かると思っておりますので、皆さん、職員の方々も少し仕事が増えますが、何とかご対応いただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。こんな、少し車で移動できれば本当に問題はないのでしようけれども、やはりそういったことができない方々もいらっしゃるということもぜひ分かっていただいたところで、とてもありがたい対応をしていただいたと思っております。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） これにて5番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日12月6日午前10時まで散会いたします。

（午後4時35分）